

## 委員会議事録

### 1 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：太田教育総務課長、弘文化・社会教育課長、穠山図書館長、村崎体育課長、  
呉橋学校給食センター所長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○田中委員

まず、181ページの教育庁舎管理事業のことについてお聞きしたいんですが、樹木消毒剪定委託料というものが19万円上がっているんです。予算になかったんで、これの説明をお願いいたします。

##### ○太田教育総務課長

この委託料につきましては、委員御案内のとおり当初予算には計上しておりません。教育委員会庁舎前の緑ヶ丘団地に上る坂道の途中に桜の木がありますが、これが架線に食い込んで危険であること、それと道路部分にも生い茂っている箇所もあることから、安全対策のため当初予算に計上しなかったものの、緊急性の観点から急遽実施したものであります。

以上でございます。

##### ○田中委員

わかりました。あそこの斜面が教育委員会の施設内、敷地内ということでしょうか。道路沿いと道路河川課所管というのもあるんですが、そういう理解でよろしいですか。

##### ○太田教育総務課長

ただいまの御質問でございますが、道につきましては市道でございますが、桜につきましては、これは従来から教育委員会のほうが管理をしております、その桜の木が河川にかかるということと、あと先ほども言いましたように、かなり道路のほうに生い茂って葉っぱが落ちたり、あるいは枝が伸びたりして少し危険な様相も呈しましたので、教育委員会のほうで対応することといたしました。

以上です。

##### ○田中委員

わかりました。

続いて、同じく181ページの特別支援教育推進事業の就学相談員謝金24万円についてなんですが、この事業成果について、利用人数等がわかればお聞かせいただけたらと

思います。

○和田学校教育課長

ただいまの御質問の特別支援教育推進事業の就学相談員の件でございますが、発達障害等の理由により、就学や育ちに不安のある幼児や小中学生の保護者を対象に、光井小学校のこたばの教室幼児部を会場としまして、時間は相談1件につきおよそ90分という枠で、基本的に1日3件から4件、行っております。平成27年度は、総数で32件の相談を受けております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。今32件というお話があったんですが、これは感覚的にと言ったらちょっとおかしいんですけど、前年度とかと比べて利用の数というのは増えているものなんですか。

○和田学校教育課長

平成26年度とほぼ同数であると認識しております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

続いて、主要施策の成果、181ページのスクールライフ支援員事業についてお聞きしたいと思います。これは前の年もお聞きしたんですが、スクールライフ支援員事業ということで、昨年と比べて人数も回数も倍増しておるんですが、そのような状況を見て、どんな感じかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

スクールライフ支援事業についてですが、各学校におきまして、スクールライフ支援員の積極的な活用と、その有用性について周知されてきております。教職員が日々の細かなみとりや早い段階からの学習等の支援の必要性を認識するようになってきており、一昨年度と昨年度と比較すると小学校における要望数が増加いたしました。

また、昨年度は支援員の勤務体系を午前、午後一日2交代から一日3交代に変えまして、より多くの学校や児童生徒に対応できるようにしたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。きめ細やかな対応されて、利用も増えているという今お話お聞きしたんですが、心理カウンセラーの謝金とか社会福祉士報奨金をお支払いをして派遣をされております。この部分は26年度と同じ決算額でこの事業を展開されているんですが、そ

のあたりニーズが増えているという部分で、こういったものの金額、回数も含め足りているものなのではないでしょうか。現状を踏まえてお聞かせいただけたら。

○和田学校教育課長

カウンセラーにつきましては、山口県のスクールカウンセラー活用事業と調整を図りながら実施しております。福祉士につきましては、原則として予算内でおさまるように事業を実施しておりますが、年度末の県による不足分の負担等により、調整を図っております。

以上でございます。

○田中委員

県のほうからということと、回数も確か12回で対応するという事なので、その中でいかに取り組んでいくかということになるかと思えます。

この支援を受けた児童生徒の復帰数の成果というもの、そのあたりをお知らせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

支援を受けた児童生徒の復帰数等の成果でございますが、児童生徒によりまして、それぞれ状況が異なります。また、課題や解決に向けた支援も個々に違いがございますので、一概にどの程度が復帰である、復帰ではないかということ判断することは難しいところでございますが、約75%の児童生徒に改善傾向が見られたということでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。人数も増えて細やかな対応をして、時代とともになかなか難しいところで、光市としてはしっかり対応してるというものは、今までもお聞きして感じているところです。

続いて不登校の未然防止事業ということで257回派遣し、ケース会議を49回実施ということなんですが、この詳細と、あと対象は何人で、どれぐらい改善されたかというのをお聞かせください。

○和田学校教育課長

不登校未然防止事業につきましては御質問でございますが、これにつきましてはスクールソーシャルワーカーを派遣しております。支援対象の児童生徒数は53人、学校に131回、家庭に126回の訪問活動しております。

また、ケース会議につきましては、総数で49回実施しております。この49回の内訳ですが、教職員等に対して30回、関係機関と19回実施しております。

扱ったケースにつきましては、延べ62件ということになっております。改善というこ

とですが、これもさまざまな状況がありますが、約70%の事案が何らかの改善傾向が見られたということでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、対象人数をお聞きして、人数自体は横ばいなのかなというところがあるんですが、若干昨年お聞きしたよりはあれですが、細やかな対応をされて、改善も、しっかりとしされてるなというところを感じております。これは全体を通してなんですけど、対象も回数もかなり細やかな対応や、さらなるこういったものへの細かい拡充というものが必要ではないかと思えます。そのあたりを振り返って担当としてはいかがお考えか、お聞かせいただけたらと思えます。

○和田学校教育課長

委員お示しのとおり、今後このような事案が増加していくことは考えられるところでございます。この課題解決をしていくためには、やはり拡充が必要であるという認識でございます。今後の検討課題として進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。しっかりとした検討も必要でしょうから、よろしくお聞きしたいと思えます。

最後に、同じく183ページの光っ子教育サポート事業についてお聞きしたいと思えます。この中で、主要施策の成果についてのほうなんですけど、保護者の理解、啓発という部分で、「光っ子サポーターの配置により、保護者の障害についての理解が進んできました」と成果の報告があります。これをちょっと具体的にどのような感じか、もう少し詳しくお話を聞かせていただけたらと思えます。

○和田学校教育課長

光っ子教育サポート事業の成果についてですが、この事業につきましては、特別な配慮を要する児童生徒に補助や個別指導を行うために光っ子サポーターを配置しております。平成26年度から18人に増員していただいております。これによりまして、より一人一人の課題に応じ、集団生活における個別指導、支援を行うことができております。

その成果の一つとしましては、児童生徒をきめ細やかにみとることができるということ、担任、光っ子サポーター、コーディネーター等が情報を共有することによりまして、組織的に対応できることなどがあげられます。

その学校の取組みが、保護者に安心感を与えるとともに、特別支援教育の理解を深めることにつながっていると考えております。

以上でございます。

○田中委員

次を聞く前に、先ほど増員したというお話があったんですが、対象児童数が平成26年で約200人ということで、平成27年度は、ちなみに対象児童数というものは増加傾向なんでしょうか。

○和田学校教育課長

平成27年度11月末の数ですけれども187名と、およそ200名の児童生徒が対象児童生徒数となっております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。先ほど「保護者の障害についての理解が進んできました」という部分で、情報共有して保護者のほうへの安心も広がっているというお話がありました。これはちなみに特別支援、サポートを受けている保護者の理解なのか、それとも学校全体の保護者の理解なのか、共生社会を目指すという意味で、やっぱり全保護者の理解が必要ではないかと思えます。そのあたりはどのような取り組みの成果を感じていらっしゃるのかお聞かせください。

○和田学校教育課長

保護者に対する理解の周知度でございますが、該当の児童生徒の保護者につきましては、個別の相談等を頻繁に行っておりますので、おのずと信頼感は深まっております。

あわせまして、現時点で、対象児童生徒になっていないけれども、不安を抱えている保護者も多数おります。その方々からの相談の件数は確実に増えております。これは学校に対してでもそうですし、市教委に対してもさまざまな形で相談を受けております。

このようなことから、光市内の保護者の方々の理解は深まっていると理解しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。学校現場からの取り組み、そして伝えるということはやっぱり、学校の中での共通理解、そして保護者の共生社会に向けての理解というものも進んでいくと思えますので、今後ともしっかりとした取り組みをお願いいたします。

以上で終わります。

○笹井委員

それでは、1項目ほどお尋ねします。177ページの教育委員会運営事業ですが、先ほどの説明で小中一貫教育の先進地視察をしたというところまで報告ありましたが、せっかくですから、どこを見られて、どうだったのかぐらいをちょっと知りたいので、お尋ね

します。

○太田教育総務課長

教育委員の先進地視察の件でございます。平成27年度は兵庫県姫路市のほうに視察を行っております。ここでは小中一貫教育を進めておりますので、そういった先進的なモデル校を対象に視察を行っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○森重委員

ちょっと数点お聞きいたします。まずは、決算書179ページ、主要施策の180ですけども、連携・協働教育推進事業、光市では約160万円の予算配分をとって、この連携・協働教育推進事業に力を入れておられます。この中の2つ、連携・協働教育推進事業と光市コミュニティ・スクール推進事業を合わせて、こういう金額配分をしておられるということで、毎年度こういう事業を進めることによって、特色ある光市の教育というものが色濃くなってきているなというふうな感じを受けております。

まずは、この講師謝金等の3万円ですが、これはどのような講演内容のものをされたのか、まずお聞きをいたします。

そして、幼小中の連携と協働による教育の推進のために、光市連携・協働教育推進協議会というものを推進組織として持って進めておられるんですけども、平成27年度は主にどのような推進をされたのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○和田学校教育課長

ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

連携・協働教育推進事業講師謝金についてですが、平成27年度2月5日に、連携・協働教育推進協議会を開催いたしました。その際に講師としまして、鳴門教育大学の葛上准教授をお呼びいたしました。その謝金として支払ったところでございます。

また、この連携・協働教育推進協議会の内容ですけれども、講演とともに、幼保小中の教員がグループ協議を行いまして、滑らかな接続のある15年間の教育について協議を行ったところでございます。それによりまして、今年度の活動につながっていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

ここでは、幼保小中の連携ということ、このたびもいろいろ公立幼稚園の統一、統合というふうなこともございまして、公立幼稚園の一本化、連携・協働教育の課題の一つとして、それが大きな理由として上がっておりました。一般質問等では子ども家庭課

のほうの御意見をお聞きしましたけど、教育所管から見た連携といたしますか、そのあたりのお考えも少しお聞きできればと思いますが、お答えできればお願いいたします。

#### ○和田学校教育課長

幼保小連携教育の現状についてですけれども、小学校でも安心して学校生活を送ることができ、スムーズに小学校生活に適応できるように、1年生の当初におきましてスタートカリキュラムを意識した実践を進めているところでございます。また、年に数回、園児と児童が交流活動も行っております。

また、幼保小の自主的な研修としましては、小学校と同じ校区にある幼稚園や保育園が小学校と互いに授業参観をしたり、または特別支援教育の視点で情報交換を行ったりするなどの取組みが行われているところでございます。

これらの取組みによりまして、教職員の意識の変化が見られ、カリキュラム作成などの体制づくりも進んできております。

また、以前より行われておりました交流活動ですが、幼保小連携教育を進める中で、目標がより明確となり、取組みの活性化が進んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○森重委員

このたびは三井小学校と同じところに幼稚園もあるということで、非常に研究的要素、いろんな意味でこれが成果につながりますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点は、光市コミュニティ・スクール推進事業でございますけれども、このたび新規事業としてコンダクターの活用事業というのが入りました。26年度、各小中学校が一斉に指定校になりましたけど、おそいとこ早いところいろいろ格差もあるということで、このコンダクターさんの授業活用を導入することによって、全市的に水準がある意味維持向上を図る意味で、いろんな成果が上がったのではないかと思います。そのあたりの様子をちょっとお聞きできればと思ひます。

#### ○和田学校教育課長

ただいまのコミュニティ・スクールのコンダクターの導入についての成果でございますが、委員仰せのとおり、スタートに差がございましたので、取組みの状況におのずと差が出てきていることは事実でございます。その水準化を図るために、この事業に取り組んでいるところです。

現在、各学校が学校運営協議会を年間4回から5回実施しております。また、運営協議会の前に、推進協議会というものも設けている学校もございますので、それらの会、全てコンダクターが参加し、指導・助言を行うという形でかかわっております。

その成果としましては、確実に各学校の学校運営協議会の体制が変わってきております。具体的に申しますと、学校運営協議会に部会がございまして、その部会に一部の教員だけがかかわるのではなく、全ての教職員が携わるという取組みを始めた学校もございまして。

または、PTA組織を学校運営協議会の組織と同じものにし、PTAとの連携も図る体制もつくるなど、さまざまな工夫が市内の学校で見られるという状況でございます。以上でございます。

○森重委員

これは県のコンダクターの委託事業みたいなんですけども、先ほど言われたんですが、何年間か、3年間でしたかね。

○和田学校教育課長

この事業始まった段階では、3年間の事業であると聞いております。以上でございます。

○森重委員

3年間ということで、この3年間で水準を図るとともに、3年間ずっと続くわけでもございせんけども、この授業が、期限ある授業ですので十分に活用されるようにしっかりお願いをしたいと思います。

それと、予備費の充用状況からちょっと1点お聞きをいたします。決算審査参考資料11ページに、急にこれは予備費から充用したということなんですけども、小学校の管理費、特別支援学級新設にかかわる学校用具の購入、215万7,000円があります。これですね、さまざまな背景があると思うんですが、そのあたりが数字から見えてまいりませんので、その背景にある、どのような感じでこの215万円が予備費から充用されたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長

所管が違いますので。

○森重委員

済みません。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

先ほどのちょっと継続ですので、先にやらせていただきます。

決算書183ページ、予備費からの充用215万7,000円と参考資料の11ページ、小学校費の学校管理費のところでの備品購入、これは特別支援学級新設にかかわる学校用具購入等ということで、今簡単な御説明を浅江と光井いただきました。ここをちょっともう少し詳しく、特別支援学級新設ということで新たなクラスという点もございしますので、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○太田教育総務課長

先ほど御説明しましたとおり増設しました特別支援学級は、光井小学校と浅江小学校でございます。

光井小学校におきましては、難聴の児童が28年4月から入学してくることに伴い、3月に予備費を充用いたしまして吸音カーテン、吸音じゅうたん、ホワイトボードや、あとFM送信機、ハンドマイク送信機、これは難聴児の補聴器に直接声が入ってくるための機器でありますけども、こうした備品などを購入いたしまして難聴児に対応する特別支援教室を増設いたしました。

また、浅江小学校のほうにおきましては、同様に、特別支援学級への児童の入学及び入級してくることに伴いまして教室を増設する必要性がありましたので、カーテン、高さ調整テーブル、整理棚、壁かけ時計などの備品を購入したものでございます。

以上です。

○森重委員

済みません、1学級は、何人に1人の加配の先生とかいうふうな感じで持たれていると思うんですけども、そのあたりをちょっとお聞きかせいただけますか。今現在何人で、何人入られて、今後、いろいろそれに伴う配置とかいうものが、どのようになっていくのかということをちょっと。

○和田学校教育課長

特別支援学級の児童生徒数の変化による学級増減の御質問についてですが、特別支援学級におきましては8名で1クラスです。8名を超えますと学級増になります。

以上でございます。

○森重委員

それでは、8人を超えて1人の方が入られて、9人ということで1クラス増設ということですか。

○和田学校教育課長

1名ふえて9名、または2名ふえて10名になった場合、1学級増となります。

以上でございます。

○森重委員

じゃ、その場合に、そのクラスには先生がつかれるということですね。

○和田学校教育課長

学級増になれば教員も1名増となります。

以上でございます。

○森重委員

その場合なんですが、8人に1人と、もう1つのクラスは1人に1人の先生がつくということでしょうか。濟いませんね、現場のことがわからないもんですから。

○和田学校教育課長

学年のバランス等もありますが、ほぼ半数ずつに分けて行っているのが実情です。

ただ、学年のバランス、またはその子の状況等も鑑みながら学級編成は行っている状況でございます。

以上でございます。

○森重委員

よくわかりました。このように年次的にいろいろそんな要素が含まれてまいりますので、この場合この予算の出どころはどういうふうなところから、一般財源から全部出るんでしょうか。

○太田教育総務課長

財源のことを申しますと、この施設整備に関しましては一般財源でございます。

○森重委員

現場はさまざま流動的で、予算も思わぬところでいろんな変動というものがございしますので、余裕ある、自主財源の確保みたいなのがこの辺で重要になってくるのかなと思います。よくわかりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思います。決算書の187ページの中学校の教育振興事務費のところの中国・全国大会選手派遣費補助金についてお聞きします。これが決算額130万円で予算も130万円ということで、これは毎年満額決算しておるんですが、近年の派遣状況の説明をいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

近年の派遣状況ということでございます。平成27年度で申しますと、中国大会は陸上9名、ソフトテニス6名、新体操2名、水泳2名、剣道1名、柔道1名が出演しておりまして、総勢21名となります。開催場所につきましては、鳥取市、岡山市、松江市、米子市で開催されております。

もう一方の全国大会のほうへは、陸上が8名、駅伝10名、新体操1名、柔道1名の計20名でありまして、札幌市、山口市、横浜市、函館市で開催されております。

以上でございます。

○田中委員

はい、わかりました。今人数の紹介もあって、中国・全国大会ということなので、開催場所もまちまちで、年度によってはかかる金額も変わってくるのかなと思うんですが、補助金を出す何かルールがあるのでしょうか。

○太田教育総務課長

こういった部活の大会につきましては、お尋ねの補助金の130万円のほかに、中学校体育連盟補助金230万円を補助しております。

まず、230万円のほうから申しますと、これは県大会の出場に対する補助金でございます。市内で光市の代表として選ばれたものが県大会に出場するための経費でございます。

もう一方の、中国・全国大会選手権派遣補助金ですが、これは130万円でございます。これにつきましては、県大会を勝ち上がった方々が中国大会あるいは全国大会に出場するものでありまして、例年130万円の補助を行っております。

以上でございます。

○田中委員

今、中学校の体育連盟補助金ということで、説明をしていただきました。体育連盟の補助金のほうは体育連盟のほうに行っていると思うんですが、中国・全国大会選手派遣費補助金というのは、体育連盟を経由して補助されていると考えていいんですか。

○太田教育総務課長

中国・全国大会選手派遣費補助金につきましても、同じように中学校体育連盟のほうに補助しております。

○田中委員

わかりました。今、体育連盟補助金のほうも説明あって、これも毎年満額出ていますが、全国大会、中国大会、県大会と補助を行っているということです。これは年によって選手の活躍も違って、人数も変わってくるのではないかなと思うんですが、全選手に届くような金額が決算として上がってきているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○太田教育総務課長

まず、県大会のほうの230万円につきましては、これは市の代表として出場してもらうものでありますので、この230万円でおおむね足りているというふうに認識しております。

一方の中国・全国大会のほうにつきましては、実際には130万円で足りてない部分もあるかと思います。これにつきましては、浅江中の例として申しますと、体育・文化後援会という会がございまして、こういったところから不足分を出しているものであります。これは学校全体の部活動の支援のために寄附等によって成り立っているものですが、こういったものから支出していることによって、個人負担はないというふうに

しております。

今は浅江中学校を例にいたしましたけども、ほかの中学校においても同様なものがありまして、同じように個人負担はないものと理解しております。

以上でございます。

#### ○田中委員

わかりました。今例を挙げていただいて、個人負担はないということだったんですが、これが市内全体の公立中学校という目で見ると、やっぱり地域格差みたいなものが出てくると思います。寄附といっても地区によっては、ものすごく広域な地区で寄附が集まりやすい地区がある一方、人数の少ないところであれば、1人当たりの寄附金の額が多かったりするという状況も生まれてくると思います。

せっかく補助金という形で出されているので、一般質問でも言いましたが、これから東京オリンピックもあります。公立学校に通う生徒たちの活躍できる環境をつくるという意味では、平等に行き渡るように、全ての全国大会に出る選手たちに補助金がおおりるような金額を措置するべきではないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

#### ○太田教育総務課長

まず、県大会のほうから話をしますと、これは光市の中で予選を勝ち抜いて光市の代表として出るものでありますから、そこに補助することは、おおむね足りるぐらいの補助をしております。

一方、中国・全国大会の出場というのは、県大会で優秀な成績をおさめた方が、県の代表として行かれるわけですから、これについては県からの補助が実際には出ております。ただ、県からの補助だけでは十分ではないので、あわせて光市からも補助してるといような状況でございます。一応所管としてはそういった考えのもとで、過去からも補助を行っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

今、県の話も出てきたんでちょっと聞いてみます。県の補助があって足りない部分を市のほうがというようなお話だったかと思うんですが、ちなみに県のほうからはお幾ら出ているのかちょっとお聞かせいただけたらと思います。

#### ○太田教育総務課長

県のほうから平成27年度は42万600円でございます。

#### ○田中委員

わかりました。県なので全市町で42万円だと思いますが、これも多分満額、毎年ついているのではないかなと推測されます。そう思うと光市が出している金額が大多数を占めているので、県のベースがあって光がプラスアルファでというところは理解するところ

ろなんです、私としてはやはり、市がちゃんと光っ子の活躍という部分で見るべきではないかと思えます。これはちょっと平行線になると思うんで、よく御検討いただけたらと思えます。やはり、光っ子は県代表として出ていくわけですから、足りない金額はどの程度かというのもちよっとわかりませんが、そのあたりはよろしく御検討いただけたらと思えます。

もう1点が、就学援助事業についてお聞きしたいと思えます。主要施策の成果189ページ、192ページに小、中学校それぞれ、詳細に書かれています。これも27年度は認定率が下がってきているという傾向が見られますが、その要因についてはどのように捉えられているか、お聞かせいただけたらと思えます。

#### ○太田教育総務課長

就学援助の件でございます。主要施策の成果にもお示しをしておりますけども、25、26、27年度、この3年間の推移を見ますと、認定率は小学校、中学校ともに減少しております。

しかしながら、小学校で申しますと、22年度は29.42%、23年度は27.92%、24年度は28.33%と、年度により認定率が上下しております、おおむね27から29%の範囲の中で推移しております。

御質問の認定率が下がっている要因についてでございますけども、制度設計の変更や特別な要因がないにもかかわらず、過去からも同様でございますけども、毎年認定率は変動しております、詳細な分析や要因の特定は難しい状況でございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

時代背景もあって、上がり下がりというのがあると思うんですが、就学援助を受ける機会を逸することがないように、広報等によって制度の周知を図りますということは今までも言われています。そのあたりの取り組みについてもう一度、どのようなことを行われているのかお聞かせください。

#### ○太田教育総務課長

周知に関する御質問いただきました。就学援助の周知を図るために広報に2月と4月に記事の掲載を行っております。

また、市のホームページのほうにもアップしておるわけなんですけども、春先は特にわかりやすいように市のトップページの新着情報からも閲覧できるなど、工夫をして周知に努めております。

以上でございます。

#### ○田中委員

はい、わかりました。それで、私もちょっと気になったので、県のほうに、県内市町の就学援助の実施状況とどのような取り組みで周知方法を行っているかという一覧があ

ったので、ちょっと御紹介したいと思います。平成26年度で入学時に学校で就学援助制度の書類を配布しているというのが13市中10市、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布しているというのが13市中7市あるんですね。

それで今、光市は行ってないということなんですが、ぜひ広く周知を行って、今貧困家庭の教育というものが取り上げられていますけど、一つ対策を打ってこの数字がどう変化していくのかというのを見ることも大事ではないかと思います。そのあたりの取り組みはいかがでしょうか。

○和田学校教育課長

今御指摘いただきましたとおり、貧困家庭への支援は大変重要であると認識をしております。各学校を通じまして周知を行う方法につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ぜひよろしく願いいたします。

決算書の195ページの放課後児童クラブ管理運営事業のところでお聞きします。放課後児童クラブ児童移送委託料ということで46万3,000円上がっているんですが、これの予算は37万1,000円でした。まずはこれの説明をお願いいたします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

この委託料は塩田小学校から三輪小学校までサンホーム利用児童の移送費用でございますが、平成27年度から4年生までの対象へと拡充されたことから、下校時間に差異を生じました。従前1回で賄っていたタクシーを2回に増加したことから増額となったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。4年生まで対象を広げてというお話を今もお聞きして、主要施策の成果についての200ページ、201ページにもサンホームのことについて詳しく書かれています。これを見ますと浅江小学校は第3サンホームができて定員がおさまっているが、定員を増やしてもオーバーがしているような三井サンホームや室積サンホームというところが見えるんですが、このあたりはどのように対応されているのかお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

定員オーバーしているサンホームの対応についてお答えをいたします。

各サンホームにおいての実態でございますが、来所者は全登録者の7、8割程度でございますので、その中で対応しているという現状でございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。全員がいっぺんに入っているということじゃないということでした。

201ページに、入所児童1人当たりのサンホームの床面積が書かれているんですが、これも以前から入所児童1人当たりの床面積の基準を表記してほしいということを26年度決算でもお願いしていました。表記がないのは前年なんですけど、基準というのは改めて何 $m^2$ かというところをお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

お尋ねの入所児童1人当たりの床面積でございますが、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針に基づき、おおむね $1.65m^2$ 以上の確保を求められているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。それで、先ほど定員の7、8割ということもあって、今この場では計算ができないんですが、これも表だけを見ると、1人当たりの定員内におさまっていても $m^2$ 数が足りてないというのが数字として見えます。このあたりはどう理解したらいいのかお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほどもお答えいたしましたとおり、現状では来所児童数の実態に即した形での対応を行っておりますところで、今後も登録者数、来所者数の実態や推移を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

実態の利用にあわせると、この $m^2$ 数は利用人数で割るとおさまるという考えでいいのかなと思いますが、年度的に、4年、5年、6年と広げていく中で、それに応じて施設整備をしていくということで、光市は3年の猶予を与えたと思いますので、しっかり見ながら、施設整備のほうにもしっかり対応していただけたらと思います。

もう1点お聞きしたいのは、ふるさと郷土館、管理運営事業ということで決算書の197ページ。

○委員長

所管がもうちょっと後です。

○田中委員  
以上です。

○笹井委員  
では、決算書195ページ、ジャンボリー歓迎交流事業について何点かお聞きします。事業自体去年終わって、単発の事業ですが、主要な施策の成果203ページのジャンボリー歓迎交流事業の中、アのコミュニティのウォーター、ウの夢大使プロジェクト、エの光市PRコースというのがあるんですが、これはそれぞれの決算の内訳は出るんですか。トータルでは委員会交付金として572万円出しているような形なんですが、それぞれの決算というか、どれだけお金がかかったかというのはわかりますでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長  
支援委員会のほうから収支決算書が上がっておりますので、それぞれお答えします。謝金といたしまして6万円、消耗品が54万7,000円、燃料費として5,000円、食料費が33万9,000円、印刷製本費が7万5,000円、医薬材料費が3万4,000円、手数料といたしまして6万円、委託料、これはいろんなものを作製してもらった委託料が主ですが423万6,000円、使用料が36万3,000円の合計で572万4,000円となっております。  
以上でございます。

○笹井委員  
わかりました。自分としては事業別に知りたかったんですが、実行委員会があつて交付金を出しているから、その報告書に基づくことだけを言わなきゃいけなかったのかなと思います。  
ジャンボリーについて一応終わりました、私も本会議等で、その効果などを尋ねたこともあります、今回ちょうど1年たった決算の時期でございますので、改めてお聞きします。このジャンボリーをやったことによって数字の成果は資料であるからわかるんですけど、光市にとって、あるいは子供たちにとって成果があつたという効能の部分についてお尋ねしたいと思います。どういうふうなものがあつたんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長  
ジャンボリーにつきましては、主要政策の成果の203ページにも概要を掲載しておりますが、コミュニティプログラム、ウォータープログラム、夢大使プロジェクトと、主に3つの事業を実施したところは御存じのことかと思えます。  
それらの活動によりまして多くの市民ボランティアや児童生徒が、自国の伝統文化を理解尊重し、延べで5,600人余りのボーイスカウトの皆さんをもてなし、光市を世界に向けて情報発信したものというふうに考えております。  
また、国際交流や国際理解を推進したことにより、外国語によるコミュニケーション能力の育成が図られるなど、これら多くが成果であるかというふうに考えております。  
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。私どもも西洋とかお隣の国の方なんかは知り合う機会もあるわけですが、普段知り合うことのないような、アフリカの方とかと触れ合って、カルチャーショックのような文化の違いというのを理解しました。

子供たちも、そういう意味でいい成果があったかと思います。できればお金かかっていますから、いずれまたこれがもとになって、こういうものが生まれましたみたいなものが聞けるといいかと、ちょっと希望を添えて終わります。

○四浦委員

1点だけお聞きしますが、勤労青少年ホームの管理運営事業が、決算書の197ページ、それから主要施策の206ページに出ています。主要施策の206ページには、施設の利用内訳が出ておりまして、平成27年度延べ利用人数で5,435人と、こういうふうに出て、若干伸びているようであります。この人数は全ての利用者と思われませんが、青少年についての内訳はどの程度になるかということをお尋ねします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今35歳以下というのを一応青少年というふうな位置づけになっております。細かい部分で資料を持ち合わせておりませんが、ごくわずかというふうな認識をいたしております。

以上でございます。

○四浦委員

勤労青少年ということで特別統計をとっているということはないわけですね。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今各教室の人数でということでは数字がきちっと上がってきておりますが、そういった届けがなく随時来られてる、例えばテニスとか、そういった方がいらっしゃったりしますので、そういった場合にはちょっと世代ごとの人数の把握というのが非常に困難にはなってきておるのが現状でございます。

以上でございます。

○四浦委員

御苦勞話を含めて、そういう御答弁をせっかくいただきましたから、もう1つだけ聞かしてください。よく施設によっては、男女で何人の利用だとか内訳はわかるようにしておりますが、勤労青少年ということになると、青少年の内訳がわかるような届け出、そういう仕組みにはなっていないということなんですね。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員仰せのとおり、今はそういった男女の数字というのは上げられますが、青少年で年代ごとのというのでは、今集計をつかんでおらないところでございます。

○四浦委員

主要施策の成果の205ページに、勤労青少年の福祉の推進、余暇活動の充実を図るため、勤労青少年ホームでは、勤労青少年福祉余暇活動に関する事業を総合的に重視する拠点として、憩いの場、仲間づくりの場、教養を身につける場云々と、こういうふうにあるだけに、今後の対応は期待をしておきたいと思えます。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

1点お聞きしたいと思えます。決算書197ページのふるさと郷土館管理運営事業について、施設用備品購入費ということで51万7,000円上がっておりますが、これは予算になかったんで、この説明をお願いいたします。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館の施設用備品購入費について説明をいたします。主要施策の成果216ページのほうをお願いいたします。この事業費内訳の表の下から3行目の本館、休憩室、エアコンでございますが、従前のエアコン破損に伴い新規に購入したもので予算には計上しておりませんが、緊急性の観点から予備費より充用し、購入したものでございます。以上でございます。

○田中委員

わかりました。それで、主要施策の215ページに入館者数も出ているんですが、以前入館料も下げております。しかしながら、入館者数が減ってきているという部分で、要因は何と分析しているのかをお聞かせいただけたらと思えます。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館の入館者数が減っているところにつきましては、入館料につきましては、平成25年度より高校生以下を無料とし、来館の促進を図ってきたところでございますが、光ふるさと紙芝居の公演がほかの場所での実施へと変更したことやギャラリー展示の内容が固定化していることなどが、減少した要因として考えられるところでございます。以上でございます。

○田中委員

わかりました。紙芝居は場所を移ってということも言われましたけど、企画内容で変

わってくるんだなと思います。やっぱりよりよい企画というものは、指定管理も行ってありますので、民間も交えて取り組んでいただけたらと思います。

先ほどエアコンの話もありましたけど、老朽化してきてだんだん補修等の維持管理費も増えてきているという部分もあります。そのあたりで何かふるさと郷土館自体の抜本的な見直しが必要ではないかと私は思うんですが、いかがお考えかお聞かせいただけたらと思います。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

郷土館維持にかかわる修繕費、工事費等の増につきましては、委員御指摘のとおりでございまして、担当課としましても維持管理に大変苦慮しているところでございます。

委員も御承知のとおり、本施設は登録文化財になっておりまして、来館者や周辺住民の安全を最優先に限られた予算の中で可能な限りの修繕を実施するとともに、長期的な視野に立った効果的な対策について、検討の方を行ってまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○田中委員

そうですね。よろしくお願いいたしますと思います。  
以上です。

#### ○笹井委員

それでは、4項目ほどお尋ねをしたいと思います。

まず最初、ふるさと郷土館、決算書の197ページ、主要な施策の成果の217ページでございまして、主要な施策の成果の217ページに各ギャラリーごとの入館者数が出ております。これはあくまでも郷土館に入った人の中で、さらにギャラリーに入った人が何人かというところございまして、そのギャラリーの企画の魅力等で随分数字が違うわけです。

ここでちょっとお尋ねしたいのが、2月から3月に行われます郷土の陶芸展が2月が56、3月は53と随分少ないんですが、これはさかのぼって各年度ずっとやられてる企画だと思いますが、さかのぼって年度別に、ギャラリーの入館者状況について教えてください。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

過去3年ということでお知らせをさせていただければと思いますが、陶芸展Ⅰ、Ⅱを合計しまして25年度が885人でピークでございまして、26年度は201人、それから今年度27年度につきましては109人という入館者数にとどまっているという状態でございます。  
以上でございます。

#### ○笹井委員

郷土館の集客自体が月によって随分波がありまして、やっぱり夏の暑い時期は少ないとかいうのもあるんですが、2月、3月は結構郷土館自体の観客数も多いはずなんです。

今回の資料には別に月例の、月別報告はないし、そこまで求めてないんですけども、2月は梅まつりの関係もあって、郷土館にたくさん人が来る時期のはずなんです。

ただ、今見ますと、平成25年が800ということで、うん、それは大した数字だなと思うんですけども、26は201、27が109と激減しています。私も近くですからよく見ますけど、過去には陶芸展の方の顔写真入りの展示があったり、あるいは1名の方が代表されて和室のところにプレゼン展示や、演奏をされたりとかいうのも確かあったと思います。しかし、最近は本当に持ってきて置いただけというような感じであるというふうに考えております。この現状についてどういうふうに思われているか、そして企画内容を見直すべきではないかと考えておるんですが、いかがでしょうか。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員からも御指摘のとおり、現在の陶芸展の内容は、作品展示を中心に行っていることから、ふるさと郷土館及び文化振興財団に対しましても企画内容の見直し、展示の工夫等の対策を促して、検討のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

ふるさと郷土館ギャラリーについて、ほんと気合いを入れた作品者の方は、もうギャラリー全体を何か装飾して、もう独自の空間をつくり上げるみたいなことをされています。そういう方の気合いが入った企画、展示というのは参加者も多いというふうに私も見に行っていると思いますので、借りてきて置いただけでなくて、もっとどなたかにプロデュースを任せるとかいうような形で、ただの陳列棚にならんようにお願いしたいと思います。

次の項目にまいります。主要な施策の成果の219ページ、2、伊藤公資料館の状況があります。昨年の数字を見ますと9,610人ですか、ちょっとふえておるんですけども、去年はNHK大河ドラマ花燃ゆの放映がありました。また、光市の企画としての伊藤公ドラマ第1編も実施したところがございます。この2つの要因について、どれぐらいの効果あるいは入館者増があったかというのは把握できてますでしょうか、できていれば教えてください。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館の平成27年度の入館者数につきましては、主要施策の成果にありますとおり9,610人でございますが、花燃ゆに伊藤博文公が登場した26年の3月から27年の12月までの間、この間には9,517人に入館をいただいております。前年の同時期と比較しましても2,500人以上増加しておりますことから、一定の効果があったのではないかと考えられるところがございます。

#### ○笹井委員

数字は今、一瞬理解しかけてよくわからなくなったんですが、その期間中に2,500人

増えたということは、トータルは9,600人で微増というよりは1,000人増えています。しかし、それ以外の時期は減ってプラマイでプラス1,000になったという理解でよろしいでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今の9,517人というのが26年の3月、ですから前の年度が一月入っておりますので、その関係でそのままというふうにはならないというふうに理解いただければと思います。

○笹井委員

わかりました。そうか、放映、リストなんですね、年度区切りで数字が違いますので、トータルは増加しておるということで理解しました。

次、ちょっと飛びまして、人権について聞いてみたいと思います。主要な施策の成果の232ページのところに人権教育で、過去3年間分何をやったかというのがあります。さっき説明はあったんですが、聞いてみないと何をしたのかわからないので聞いてみませんが、中段にあります光市人権教育指導者研修会、平成27年度の第1回の「会えてよかった」というのは、結局誰が何をやったのか。第3回、「違いを楽しみ、力にかえる」というのは誰が何をやったのか。あと、下の表、平成27年度室積中学校の「身近な人権」、これも誰が何をやったのか。光井、浅江、島田、大和についてもお聞きしたいと思います。

あと、一番下の段にあります第4回定例会公民館人権教育推進大会の27年度も室積公民館人権交流と書いてありますが、これは誰が、どういうことをやったのでしょうか。これを全部教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ちょっと申しわけありません。今そこのところの細かい部分までの資料を持ち合わせておりません。

○笹井委員

なければ仕方がないというところもあるんですが、私も毎年、資料を見てますが、様式の違いまで見ていません。確か過去、2年ぐらい前まで、ここのところに、どういう講師で何をやったか書いてあったはずなんです。ところが、今回見ますと、過去2年間分さかのぼって室積中学校で何をやった、光井中学校で何をやったと、タイトルというか区分だけ書いてあって結局、決算審議として必要な27年度に何をやったか書いてないんです。

決算審議の27年のことは私ども聞きますけど、25年、26年に、どこの小学校が何をやったかというのは、決算審査から外れています。今日もないとこなんで、ぜひこれは来年度、28年度をまとめるときは、室積小学校の身近な人権について、誰々講師で何をやったというのを、過去の書き方で出していただきたいと思います。そうしないと聞かないとわかんないし、今聞いても答えが出てきませんでしたので、それをぜひお願いした

いと思います。

それから、また項目が飛びまして、これは私が不勉強なので教えてほしいんですけど、決算の203ページに、図書館費の一番下です。流用で教育費社会教育総務費、流用57万4,000円となっております。ところが決算参考資料の11ページを見ますと、社会教育費の社会教育総務費には事業費で14万8,000円、サン・アビリティーズ光の防球ネット修繕と、これしか出ていません。ちょっと書き方のルールがわからないんで聞くんですけど、この流用57万4,000円というのはどこに、どういうふうに流用したのか。そして、それが11ページにどのように反映しているのか、ちょっと教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

決算書の191ページを見ていただければと思います。社会教育総務費の欄の一番下の真ん中あたりの欄になりますが、57万4,000円流用というふうに記載があるかと思いません。こちらはですね

○笹井委員

ちょっと済みません、もう一回。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

決算書の191ページになりますか。社会教育総務費のほうにも同様に流用してきたという57万4,000円があるかというふうに思いますが、こちらにつきましては職員給与の人件費部分で流用になっているというふうに

○委員長

いいですか、わかりましたか。

○笹井委員

いや、ちょっとよくわかりません。

○委員長

よくわからない。

じゃ、ちょっと暫時休憩します。中身についてちょっと再確認をしてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

一、二点ちょっとお尋ねいたします。決算書の197ページの下から3行目、文化センターの管理運営事業、指定管理料のところでございますけれど、今回2,780万円余りで上がっておりますけれど、昨年度より78万円ぐらい減になっております。これは指定管理料自体がお安くなったと思ってよろしいのでしょうか。その点御説明ください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

ただいまの文化センターの指定管理料の件についてお答えいたします。昨年度が3,409万円だったかと思われます。それから、今年度は2,780万円ということで600万円余りということになるかと思えます。

○林委員

ああ、ごめんなさい、間違っていました。78万円じゃない、失礼しました。

○委員長

ちょっと説明を聞いてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

これは事務局長が退職されたということで、今事務局長は嘱託職員になっております。その関係で600万円程度の差異が出たというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○林委員

失礼いたしました。すみません、金額をちょっと間違っておりましたけれど、理解いたしました。

主要施策の211ページを見ていただきますと、文化センターの運営ということは、地域文化の継承発展にも寄与するということだ、歴史、文化、芸術、科学等のいわゆる展示とかそういうことなっております。しかし、27年度と昨年度をちょっと比べますと、会館日数は3日ぐらい増えておりますが、入館者数が少し減っております。これを今後、どのように入館者数を多くする対応ができるのかと、私どもも思っておりますが、どのように考えておいででしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員仰せのとおり、ここ数年横ばいよりもやや下降傾向になっておるところはご指摘のとおりだというふうに思います。昨年度からは館蔵品の展示を行いますとか、そういったところの工夫を始めておりますが、まだまだ企画内容に検討する余地はあるかというふうに思います。指定管理の文化振興財団にも促しながら、企画内容の見直しなり、工夫なりということで入館者数の増につなげればというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。どうぞ努力していただくようお願いいたします。

それから、図書館のところで201ページのところでございますクラウド型図書館システムを採用されまして、このたび委託料等々が出ております。クラウド型図書館システ

ムを採用されまして効果というのほどのようなことがございましたでしょうか、教えていただければと思います。

○樋山図書館長

クラウド型の新システムによりまして、利用者サイドから言いますと、まず検索がタッチパネルによりまして簡単になったこと。それから、手でメモ書きをしなくてプリントアウトがすぐできますので、それをカウンターに持って行ってもらったら、すぐ貸し出しができ、予約も可能になりました。

それから、新システムによりまして、御自宅のパソコンからパスワードを登録していただければ、図書館に来られなくても予約が可能であったり、貸し出しが可能になったらメールサービスがあるということで便利になったということでもあります。

それから、経費面ではクラウド型でございますので、システムの障害といたしますか、それが少なく、経費についても軽減されたということでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。もう1点、主要施策の成果の228ページに、図書館の利用状況が出ております。過去3年間の利用状況でございますけれど、今のようなクラウド型図書館システムを採用されたことによって、市民の方々が、今館長がおっしゃったように簡単に、いろんなシステムが使えるようになりまして、本当にうれしく思っております。しかし、ここを見ますと利用者は少なくなりましたけれど、貸し出しの本というんでしょうか、そういうものは増えておりますよね。いわゆるお1人の借りる量が増えたということで、理解してよろしいんでしょうか。

○樋山図書館長

委員仰せのとおりでございます。利用者数については減っておりますが、貸し出し件数は増えているということで、登録者1人に対する貸し出しの借りていただいた本の数が増えたということで理解していただけたらと思います。

○林委員

ありがとうございます。私どもの家族もこういうふうなクラウド型図書館システムを利用させていただいて、たくさん本を貸していただいております。とてもうれしく思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○笹井委員

給食センターについてお聞きしたいと思います。主要な施策の成果でいうと237ページから給食センターの運営状況が出てきております。26年の途中にオープンしましたので、26年の数字というのは途中で統合の影響とか初期ランニングコストが入っております。

すが、ようやく27年度1年間の数字が出てきましたので、統合されてどのような点が改善されたのか。

そして、過去にいろいろ調理コストなども数字を聞いたことがありますが、コスト等の変化がわかりましたら教えてください。

#### ○呉橋学校給食センター所長

ただいま新センターと旧センターを比べての改善点、またはコストについての御質問がございました。

まず最初に、改善点ですが、給食提供に係る機能という面で考えれば、一番の特色はやはりパンの製造設備にあるのではないかと考えております。これによりまして、焼き立てのパンを提供することができるようになりまして、子供たちはもとより教職員からもよい評価をいただいているところです。

また、他の機能面として旧光センターでは、調理機能が煮る、炒める、揚げるの3つの機能しかございませんでしたが、新センターでは、あえる、焼く、蒸すの3つの機能が新たに加わりまして、調理品の幅が大きく広がったというところでございます。

また、アレルギー対応につきましても専用室を整備することによって、アレルギー対応食の提供ができております。

また、施設のハード面でありますと、旧センターでは国の定める衛生管理基準、これに適合されることが非常に困難でございましたが、新センターではドライ方式や汚染区域と非汚染区域の明確な区分けなど、これらが徹底されておりまして、施設の衛生面では格段の改善が図られたところでございます。

もう1点、コストにつきましては、旧センターと新センターのコストの比較ですが、学校給食費の中で給食提供に係る施設の維持管理運営経費を平成25年と27年で比較してみますと、人件費を含めると約1,700万円のコストの削減が図られているところでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。給食センターにつきましては、予算審議から建設現場の確認あるいはできた後の試食などに私どもも呼ばれまして、いろいろ見て大変いいものに仕上がっているなと思っています。

また、パンの製造設備が一番の効果ということで、これにつきましては私も前議会のときに、パンはパン屋さんが焼くべきではないかみたいな主張もしたり、関連の動議を出したりしたわけですが、結果、今現在見ますと大変好調である。

また、過去、民間のパン製造したところが、衛生的にちょっと問題になったというような事実も後で、明らかになりました。私も当時はそういう主張をしましたが、今は現状の体制について評価、満足をしているところでございます。

終わります。

#### ○四浦委員

今、先行議員から学校給食費について評価するという話がありましたが、このところから私は2点ほど質疑したいと思いますが。

新学校給食センターで大変やっぱり気になるものもあります。それはちょうど1年前だったかな、去年の12月議会に異物混入の問題で、どうかということでお尋ねをいたしましたら、1年と3カ月で24の異物混入があったというふうなことです。決算書の中では207ページ、それから主要施策の成果では237ページに表示されておりますが、残念ながらそういう資料については出てきていませんので、ずばりわかりやすくお聞きします。新学校給食センターのこれまでと、それから、旧センターの場合がどの程度、異物混入があったのかということについて、まずお尋ねします。

#### ○呉橋学校給食センター所長

新センターの異物混入につきましては、過去の委員会で御報告させていただいたとおりでございます。四浦委員から6月のこの委員会で異物混入についての質問がございましたが、それ以降、異物混入は発生しておりません。

それと、旧センターの異物混入の事案についてなんですが、申しわけありませんが、詳細な資料を当時から作成しておりませんので、旧センターでは数字がつかめていないというのが現状でございます。

#### ○四浦委員

旧センターについては、混入量は把握してないというのか、それとも資料が手元にないというのか。比較してみて、おおよそでいいですから、1年と3カ月で24件あったのに対して、旧センターではそれに比べるとぐっと少ない数になっているのか、それとも同等だったのか。その程度だったら答えやすいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

先ほど申し上げましたように、平成26年度以前、旧センター時代の詳細な数値はつかんでないということでございますので、憶測で多かったとか少なかったとかいうのは御容赦願いたいと思います。申しわけありません。

#### ○四浦委員

決算の説明の中では、例えば学校給食調理等業務委託については、高い技術だとか製パンの評価だとか、施設衛生面での新設備での改善状況、これはこれで結構だと思います。ただ、過去の委員会でお聞きしますと、どうも人件費が極端に落ちている。時給800円などというような状況にあって、これはいかがなものかというふうに思うんです。

そうしますと、旧学校給食センターの1人当たりの人件費というものはいかほどであったかということもお尋ねしておきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

直営時代のパートの時間給は760円でした。

○四浦委員

いずれにしましても、委託業者に対する扱いなどが非常に厳しい扱いをしてるということも、今後の改善面として非常に大事なポイントになるであろうということは指摘します。この項は終わります。

それから、決算書の205ページをお願いします。実は我が党で、ことしの7月から8月にかけて市民の皆さんにアンケートをお願いして、いろんな要望意見が出されてきました。アンケートで言ってきた方の話の1つに、スポーツ公園のアスレチックを愛用しているんだけど、数がどんどん減ってきているがどうなのかと、というふうなお話がありました。

そこで主要施策の成果、多分、236ページに該当するのではないかなと思いますが、スポーツ公園、運動施設というような形で総まとめになっております。この中にアスレチックが入っているかと思いますが、アスレチックの数について推移、そのことについて説明をしていただけたらと思います。

○村崎体育課長

スポーツ公園のアスレチックの数量等につきましての御質問にお答えします。

スポーツ公園のアスレチックは設置後38年が経過しております。施設全般におきまして老朽化が非常に激しく全体的な修繕も特別にしておりませんでした。現在は指定管理であります光市スポーツ振興会のスポーツ公園職員が定期点検を行いまして、毎月モニタリングという形で報告を受けております。損耗等が軽微な遊具につきましては、従前からその職員の皆さんで個別の修繕で対応しておりました。

ところが、やはり騒音が激しい状態から平成19年度に専門業者による点検を実施しまして、全部で20カ所のうち8カ所で使用に問題があるという判定を受けました。そのうち3カ所は危険度も高かったため、その際に撤去しております。

また、そのほかの5カ所につきましては、修繕が当時きくということで利用を継続しておりましたが、遊具の土台となる部分や根幹の柱などの大がかりな腐食が生じておきまして、危険度が高くなってまいりましたので、関係所管とも協議を行いまして、平成26年度末にこの5カ所を撤去したところです。

いずれの遊具も設置後の年数経過が著しく、施設全体のアスレチックとしての効用、効能についての検討を図る必要がありますことから、修繕または撤去等も含めまして、関係する所管と総合的な対応について協議検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○四浦委員

危険度が増すから補修もしたが撤去をするというふうなことが繰り返されてきたということは、よくわかりました。こうした屋外におけるスポーツ施設なんですけど、一般的

に風雨にさらされる施設などについては、やっぱり傷みが伴うというのは、これは否めない事実だと思うんですね。

そういう面ではありますが、市民にとって、この主要施策の235ページにはいみじくもうたっております。体育施設費のところ「スポーツ施設が身近に利用できるよう、学校体育施設の開放事業とともに各体育施設の管理運営に努めました」と、こういうふうにあります。しかし、今の報告、説明を聞いておきますと、これからもさらに施設が減らされていくという危惧がありますが、今後の方針について少し触れていただければと思います。

#### ○村崎体育課長

今後のあり方といいますか、そういった施設についてですが、もちろん私どもスポーツ関係所管のほうでもいろいろと定期点検などを行いまして対応してるわけですが、実はこの都市公園の関係等もございまして、なかなか所管だけで判断というものも難しい部分がございます。おっしゃいますように、外に置いてあるものについては大変傷みも早いものもございまして、ましてや、このスポーツ公園のように38年も経過となりますと相当なものがありまして、かえって安全・安心という部分では危ない点が多く考えられますので、先ほど申しましたように、その公園に関係する所管と綿密な協議を行いながら検討を重ねていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○四浦委員

公園に関係する所管等というのは、建設部だということでは理解していいわけですか。

#### ○村崎体育課長

一応スポーツ公園は都市公園条例で管轄しておりまして、大もとの施設の管理等につきましては、建設部のほうになっております。

以上です。

#### ○四浦委員

予算がどこの管轄になるかあるいは補修ということになったときに、どちらが責任を持つのか。なかなか縦割り行政の難しいところです。

ただ、こういう場合にやはり市民が求める屋外での快適なスポーツという、そういう要望、要求に応えるのが試されると思います。これはしっかり関係所管とも連携プレーを強めて、屋外にある施設にふさわしい維持管理というものを進められるように求めて、終わります。

実は、以前にもこれは取り上げたことで、全体での問題です。教育費の比率なんですけれども、平成27年度の決算資料では、相当教育費が落ち込んでいるようではありますが、それは比率として前年と比較した場合にどの程度違いがあるのか、その辺を教えてください。

○太田教育総務課長

教育費の比率でございます。平成27年度につきましては8.3%、前年度26年度は12.4%となっておりますので、前年と比べまして35.5%の減となっております。

以上でございます。

○四浦委員

これは何でしょうね、先ほども議論しましたが、学校給食センターの新設、建設に基づく、それが特別に平成26年度を引き上げてきたというふうに思われますが、それはいかがですか。

○委員長

先ほどの発言で間違いありませんか。

○太田教育総務課長

先ほどの比率は、26年度の決算額と27年度の決算額を比べて35.5%の減ということでございます。訂正をさせていただきます。

それと、ただいま御質問のありました26年度、27年度の決算でございますけども、27年度につきましては17億7,600万円となっております。26年度は27億5,400万円と、おおむね10億円程度ほど減少しているわけでございますけども、これにつきましては26年度の学校給食センターの建設事業が10億5,200万円かかっておりますので、おおむねこれが要因となっております。

以上でございます。

○四浦委員

この議論というのが今回初めてやるわけでありませんで、光市の教育費の比率が決算額等を通じても、やっぱり近隣と比べて相当低いということが以前の議論でもやってきました。近隣の周南市、下松市、光市で、単年度では光では学校の耐震工事だとか、学校給食センターの建設だとか、下松市でも図書館の新設だとかいうふうなものがある、単年度の比較というのはなかなかわかりにくい。その点では過去10年間ぐらいの、あるいは5年間ぐらいのスタンスで比較をしてみるとわかりやすいんですが、その資料はお持ちですか。

○太田教育総務課長

ただいま委員のほうから10年間の比較ということの御質問いただきましたけども、申しわけございません、10年間の県内市の状況については、今把握をしておりません。

○四浦委員

以前の議論のおさらいで言いますと、これは答えたことがあるわけですね。それによると光市の場合が平成17年から26年までの平均で8.5%、下松市が11.1%、周南市が

11.4%という答弁がいただいたように私の記録であります。

今後、教育長を初め光市の教育水準を引き上げていくために、図書館の建設などのその一つの大きなテーマになろうかと思いますが、そういう点で教育費の抜本的向上を図っていくということが求められるということも痛感しまして、終わります。

## 討 論

### ○四浦委員

今の質疑の中で大言言ってしまいましたから、余りつけ加えることはないんですが、さりとて討論ですから。

例えば、これはよく調べて言うわけじゃないんですが、今アスレチックのことも話をしましたが、こういうふうな状況に基数が減り続けるというふうなことは、恐らく下松市などでは見られんのかなというふうに思いますし、給食センターについては、今日は非常にセンター所長は口が重くて、異物混入の問題についてゼロ回答、お答えにならなかったというふうなところも見られますように、安上がりにした部分もあります。もちろん新設ですから、一定のメリットはあるでしょう。それはパンの製パンだとかいうふうなものあると思いますが。

あるいは図書館の閉架が3分の2に近いというふうな状況にあるにもかかわらず、子育て支援あるいは学校教育、生涯教育の中核となる教育費の予算が極端に低いというふうなことを指摘いたしまして、本追加認定第4号平成27年度光市一般会計歳入歳出決算についての反対討論とします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

## (2) 報告事項

### ①平成28年度教育委員会事務事業評価結果（対象：平成27年度事業分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○笹井委員

主要な施策の成果38ページ、人口定住促進事業についてお聞きします。昨年度は「ひかりのまち」を作製して、全国のコンテストというかそういう審査でも大臣から表彰をいただいたということで、大変よかったと思います。ただ、それからしばらく日もたって、今回決算として出てきたわけですし、こういうなかなか効果が見えにくいソフト事業ですけれども、どういうふうな波及効果とか成果があったのか改めてお尋ねしたいと思います。

#### ○岡村企画調整課長

お尋ねをいただきました、この「ひかりのまち」でございましてけれども、27年の8月12日から市のホームページあるいは全国移住ナビを通じて配信を開始をいたしました。動画の制作に御協力いただきました約500人の市民の皆さん、あるいは商工会議所とか観光協会を初めとする市内の各事業所におきましても、積極的にPRを行っていただきまして、ただいま議員さん御紹介いただきましたように、総務省のほうが開催をいたしました全国コンテストで地方で子育てしたい賞を受賞をさせていただいたところでございます。

この動画の制作の成果ということでございましてけれども、数値的な成果というのはなかなかお示ししにくいところもあるんですが、光市が「おっぴい都市宣言」の町として子育てしやすい町ということが広く認知されたということが一つには上げられようかと思っております。

例えば、全国の自治体の移住促進動画が格納されております移住チャンネルというサイトがあるんですが、この「ひかりのまち」もこのサイトに掲載をさせていただいて、現在までに多くのアクセスをいただいております。字幕版とかロングバージョンなどを合わせますと1万4,400から500近いアクセスをいただくなど、大変多くのアクセスもいただいているところでございます。

また、動画の制作以降、多くの報道機関にも取り上げていただいております。またリオ五輪で開設をされました総務省ブース、ジャパンプースというようなブースでございましてけれども、そちらのほうでもオリンピックとかパラリンピックの開催期間にあわせて放映されたりということで、まさに光市がそういった子育てしやすい町というような町であることのイメージ、それから光市の認知度の向上、こういったものに寄与しているというふうに考えております。

また、波及効果という点では、動画のほうが大きな反響呼んだということで、県知事

さんがいろんな行事の際に、この「ひかりのまち」の紹介もしていただいておりますし、県の商工会連合会が関東圏で行う企業フェアなどで、この動画を活用して光市での起業を呼びかけていただいたりと、そういったようなこともお伺いしております。

また、これは今年度に入ってからになるんですけれども、大阪と光に営業所のある民間企業が周年式典を行う際に、この動画を活用して大阪の従業員に光市を紹介していただいたというような話もお伺いしております。

こういうような形で、いろんな団体が光市への移住定住の呼びかけあるいは光市の情報発信を支援をしていただいていると。この動画によっていろんな取り組みの和を広げていただいているということが一つの波及効果と言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

主要な施策の成果38ページ、人口定住促進事業の中で実施されていますから、最終的にはやっぱり人口定住につながっていかなきゃいけないと思います。すぐの効果を求めるわけでもないですけれども。

改めてお尋ねしますが、例えば、この「ひかりのまち」あるいは去年ちょっと話題になりました携帯電話会社のコマーシャルなども随分大きな反響はあったんですが、それを見て光市に住みましたというようなものは、そういう事実というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

#### ○岡村企画調整課長

ちょっと数値的なものは正直申し上げて把握をしておりませんので、はっきりとは申し上げることはできないんですけれども、そういった一つのきっかけにはなっていないのではないかなというような希望は持っております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

やっぱり事業の大枠は人口定住ですから。そこをつなげて、1つでも事例をつくっていかないと、結局マスコミ的なPR的な効果があったけど、実質的な効果がないということにならざるを得んのかなと思います。

私どもも会派で視察などしまして、茨城県の大洗町に行って、そこをテーマにしたアニメ映画や舞台なんかも見てきました。先日の新聞ですけど、それを見て大洗に住んだ人が確か14人いるというふうな、これはマスコミの調査か役場の調査かわかりませんが、そういうことでございました。やっぱりそういうとこまでつないで初めて事業としての効果が出るのかなと考えております。

ちょっと次の質問にまいります。主要な施策の成果39ページに、ふるさと光応援寄附金の金額につきまして決算では、これが1,576万円ほどあります。ちょっとこれも多いのか少ないのかというのが単市の指標だけではわからないですが、多いのか少ないのか説明できますでしょうか。

そして、こういったものはよく他市のランキングとか県内順位とかいったもので比較して出されるとわかりやすいわけなんですけど、そういったもので順位などは出てますでしょうか。

○岡村企画調整課長

県内での順位ということでは、総務省のほうが整理した資料がございますので、そちらのほうで申し上げますと、まず県内の、金額ベースで申し上げますと県内13市中9番目ということになっております。また19市町の中では10番目ということがございます。金額1,576万5,000円が多いか少ないかということにつきましては、いろいろ受け取り方もあろうかと思いますが、私どもといたしましてはいろいろな制度の拡充もいたしまして、頑張った成果だというふうに思っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。13市9番目、これ当然都市規模も違う中で単純に比較したものですし、光市も規模として小さい市になると思いますので、そんなにひどくは、悪い数字でないにしろ、やっぱり先進事例などを見ますと、たくさん寄附金をいただいているところもあると。ただ、それがやり方によっては、ちょっと総務省から指導も受けたりしているというところも聞いておりますので、必ずしも金額だけ、順位だけを目標にやるべきではないというのはわかっておりますが、やり方かなと。

先ほど言いました茨城県の大洗町は、そういう映画なんかでPRし、この金額がものすごく増えたということです。これは新聞報道ですので、私も実態をもうちょっと勉強してからまた引用したいと思えますけれども、そういうのもありますので、ぜひまたそういう取り組みを考えながら、やっぱりそういった金額多いほうがいいと思えますのでお願いします。

確かインターネットでの申し込みができるようになったのが、27年度からじゃなかったかと私は認識しとるんですけども、インターネットによる申込件数というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

議員さん仰せのように、昨年度10月29日より、このインターネットによる寄附の受け付けを開始をいたしました。156件中128件がインターネットによる申し込みというふうになっております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。去年156件で多くがインターネットによるお申し込みということで、やっぱりこれはやらないとここまで数字が上がらなかったのかなと思いますので、評価をいたします。

次の項目にまいります。主要な施策の成果の25ページの一番下に声の広報というのがあります。これはホームページを通じて音声でも提供されたということですが、これに関して視聴件数、ダウンロード件数というんですかね、そういった件数というのは数字で出てくるものなんでしょうか。

#### ○小野広報統計課長

声の広報についてのお尋ねですが、これはホームページ上において、電子版広報ひかりのページで、電子化した広報紙を閲覧できるとともに、市内ボランティアグループの御協力をいただき、文字を読むことが困難な視覚障害者や高齢者などのために、広報紙の内容を音声でも聞けるようにしているものでございます。

この電子版広報ひかりのページを訪れた方が、果たして電子版の広報を見られたのか、声の広報を利用されたかについては、個別にカウントすることはできませんが。電子版広報ひかりへの平成27年度におけるアクセス数は1万8,134回、月平均では約1,511回となっております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。広報の中のさらに部分、部分のところは、なかなかカウントできないということで、それは仕方がないのかなと思いましたが、年間1万8,000件ですかね、アクセスがあるというのは、やっぱりよろしいことだと思います。

終わります。

#### ○田中委員

先ほどの人口定住促進事業のほうで、主要施策の成果の38、39ページのふるさと光応援寄附金の話がありましたが、決算の説明のときに消耗品費を上げて、委託していたものを自前でやるというお話があったんですけど、そのあたりちょっともう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

#### ○岡村企画調整課長

平成27年度の当初予算の編成時点では、ふるさと光応援寄附金のインターネットからの受け付けあるいは返礼品の調達、発送、こういった業務を一括して業者委託をすることを見込んでおりました。ふるさと光応援寄附金業務委託料ということで78万8,000円を予算計上しておりました。

しかしながら、予算編成時に委託をしておりました業務の大半につきましては、結果的に自前で行ったわけでございます。この理由でございますけれども、事業の実施に際して内部でいろいろと検討していく中で、業務の拡充、インターネットの受け付けとか返礼品の発送とか、こういった業務の拡充に伴って、どの程度の反響、皆様方から寄附をいただくのか、寄附の件数が増えるのか、そういったようなことがなかなか見込みづらかったということ、またそれに関連して業務委託の対価ということで、業者のほうに

寄附額に応じた手数料のようなものを支払う必要が出てくるわけなんですけれども、その額も見込みにくかったというような事情があります。

こういった、検討の中でいろいろ不透明な材料が出てきまして、結果、事業を委託することによる、この費用対効果のあたりがどうも不明瞭なものでございましたので、業務委託という当初の方針をちょっと一旦見直しまして、当面自前で業務を行いながら様子を見ていくことにしたものでございます。

こうしたことから、この業務委託料の78万8,000円などを御寄附をいただいた方への返礼品をお送りするための消耗品費、またふるさと光応援寄附金申し込みシステム使用料のほうに流用いたしまして、予算を執行したところでございます。

当初予算2万2,000円でしたが、これについては関西地方あるいは関東地方にある山口県人会の総会等に提供する協賛品の購入費用。また、それが3団体で1万5,000円ぐらいを見込んでおりまして、それに加えて26年度に御寄附いただいた方に観光協会が作成する開運イチョウカードをお送りしようということで、そういった予算も確保しておりましたので、そういったものが2万2,000円の内訳でございました。

結果、消耗品費として、決算で95万2,000円ほどお示しをしているわけなんですけど、これについては27年度に御寄附をいただいた方への返礼品ということで、93万3,000円、そのほか県人会への協賛品とかイチョウカードの購入費用など、この辺も予定どおり執行いたしまして、95万2,000円という額になったものでございます。

消耗品費の決算が当初の委託料を上回ってる分につきましては、この差額については委託料以外の部分から予算を流用して、対応をしたところでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

詳しい説明ありがとうございます。今のふるさと光応援寄附金について、件数や人数、寄附金額というものも載っております。私は、これ結構いい数が出てきているのかなと思って、多分職員の方が発送とかもやられているということで、そのあたりも肌身で感じてらっしゃるんじゃないかなと思います。それで、今ハモとかも増えて、ますますこれから寄附の数も増えてくるんじゃないかというところが見込めるんですが。

私は、このふるさと応援寄附金が始まって、やっぱり産業振興という意味が一番の効果として大きいのかなと思っております。そのあたり自前でやるのであれば、事業者の方と顔を合わせてつながりを深く持って、事業者の方たちがこれを機会にますます特産品開発などにつなげていくという意味では、経済部とのつながりも強く持っていかなければいけないと思います。そのあたりで経済部との連携というのはどのように取り組まれているのか、お聞かせいただけたらと思います。

#### ○岡村企画調整課長

経済部のほうで制度としてチャレンジ支援事業ですかね、いろんなそういった事業も持ってらっしゃいますので、そういった事業でかわりが出られた業者さんとか、そういったものもいろいろ御紹介いただいて働きかけを行ったりとか、そういうような形で

経済部のほうからもいろいろ情報いただきながら、この辺の協賛事業者の拡大には取り組んできておりますし、これからもいろいろ情報をいただきながら、情報共有しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

財源確保という意味合いだけでなく、やっぱり特産品開発とかという意味合いも強く持たせながら、よりよい成果が出るように今後も取り組んでいただけたらと思います。

もう1点、主要施策の成果の49ページの地域インターネット管理事業についてなんですが、ここに一覧表が経常的経費と臨時的経費というものが載っているんですが、26年度決算のときに示された過去の数値と全て違っていています。このあたりの説明をいただけたらと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

臨時経常の経費の内訳の変更についてのお尋ねでございます。これにつきましては、本年度臨時経費の内訳について再整理を行いましたことから、あわせて過去の数値についても見直した基準に基づいて再整理したことによります。

具体的には、光ファイバーケーブルを共架しております中電やN T Tの電柱移設等に伴って発生する本市のケーブルのかけかえの費用につきまして、これまでは経常で計上しておりましたものを臨時に変更したものでございます。

電柱の移設につきましては、古くなった電柱の更新や道路改良に伴いまして常に発生しており、本市のケーブルを共架した電柱が該当する場合には費用が生じるというような状況でありました。本市の負担の有無にかかわらず、移設自体が常に行われている業務であるということから、経常的な業務として整理をしておりましたが、相手方の都合によって発生するということや本市の電柱において常に一定数が該当するものではない上、年度によって数件の場合から10数件と増減幅も大きいことから、臨時的な経費としてこのたび整理をいたしたものでございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。そうしたら今度からは、次からはこれが基準となって示されると思っ  
ていいんですか。

○松村行政改革・情報推進課長

今年度そういった見直しを行いましたので、今後は同様の考え方で整理をしたいと考えておりますけれども、臨時と経常というのは、この情報推進費のみで記載されております。こちらは電算システムが普及拡大し、経費が年々増加していく中で、当初端末用のパソコンとか関連機器を買い取りで導入するというケースも多々あり、その際に多額の予算が生じるというようなことから、経常的に運用する費用と機器の更新等の臨時的

なものを整理するという目的で記載されたものでございます。

一方、現状では、機器の更新等もリースで契約を行うなどで、経常的な支出となっていることもあり、当初想定しておりました臨時経常の経費が明確でなくなっている状況もあります。表の掲載については、今後検討させていただきたいというふうにも考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

せっかく所管外ということではあったんですが、法人市民税、決算書では22ページ、23ページにありますし、かなり広く示されてもおりました。ちょっと勉強のために、まずお聞きをしたいんですが、かなりの自治体で法人市民税に関して超過課税を行っているということなんですが、お恥ずかしいんですが超過課税の仕組みと、光市でどの程度やられているかということをお聞きしたいと思います。

○委員長

四浦委員、所管外になるので、明日の委員会をお願いをしたらと思います。

○四浦委員

せっかく所管外だけでも重要なテーマなので、説明をいただいたから、私のほうもそれに乗りましてやったんですが。所管外という委員長の厳しい指摘がありましたから、これはおろしまして、次に移りたいと思います。

決算書の79ページに、情報システム共同利用検討業務負担金というのがありましたが、ちょっと私が聞き漏らしたかな。これについては上段にある情報化推進事務費でうたわれておった、説明では自治体クラウド型の準備段階のようなお話を、説明をいただきましたが、これは自治体クラウドとは別なのかどうなのか。あるいは、リンクするのかどうか。そこからまずお聞きしたいと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

情報システム共同利用検討業務負担金146万8,000円のお尋ねでございます。これにつきましては、委員おっしゃられるとおり共同利用型自治体クラウドとリンクするものでございます。

以上です。

○四浦委員

それでは、自治体クラウドについて、私は前回の委員会だったと思いますが、天まで持ち上げるほど評価をいたしました。ただ、ただね、非常に気になることもあります。複数のここと言えば4市1町で共同化するというふうなことで、経費のほうも約半額になるというふうなありがたい話なんです。ただ問題なのはセキュリティーの問題なんです。セキュリティーについては余り説明の中ではいただいておりませんでしたから、どういうふうな保持されるのか、そのところをお尋ねします。

○松村行政改革・情報推進課長

共同利用型の自治体クラウドということで、セキュリティーのほうについても非常に高いセキュリティーを有するシステムの導入を進めたいと考えております。

具体的には、まずデータセンターでございますが、システムの本体であったり、住民台帳であったり、税の情報、これらを格納しておくところですけども、こちらのほうはまず耐震性等々、防災に対する強固なつくりというふうなことになるかと思っております。

それから、そこと市役所のほう、通信回線を利用してデータのやりとりをいたしますけれども、VPNといいます専用回線を利用してデータのやりとりというのを実施することとして、外部からの進入等、こちらのほうについてはできないような仕組みをとって、システムの構築を進めているところでございます。

以上です。

○四浦委員

聞くとところによると、先進事例ではですね、このセキュリティーの問題が吹き出して、事故を起こしている。そういうふうな点もお聞きするので、大変気になるところであります。先行する事例で、そういうセキュリティー問題で大きな支障をきたしたとかいうふうな事例はつかんでいらっしゃいますか。

○松村行政改革・情報推進課長

今ちょっと手元に資料がないので、具体的な内容については申し上げるのは難しいんですけども、他の自治体においてセキュリティーに関連するインシデントが発生したというような情報は、先ほど財政課長の説明にもありましたJ-LISという情報システム機構のほうからの情報提供等々もございますので、そういったものについては把握しております。

以上です。

○四浦委員

最初の話にちょっと戻るんですがね、把握していますということになると、具体的につかんでおられるかと思っております。それに対してちょっと一般的に答えられたのでのどりがいきにくいんですが、じゃ、そういう先行事例の中にセキュリティー問題が吹き出し

た。そこを素人ですからあんまり詳しく言うてもらっても困るんですが、ごくごく大まかに言うならば、どういうふうにセキュリティー問題を問題にならんようにしようとしているのか、そこを教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

主な事例といたしましては、インターネットの閲覧や不審なメールを受信したことによるウイルスの感染であったりとか、それを踏み台にして情報を搾取されるというようなインシデントでございます。

本市の場合には住民データであったりとか税の情報というものについては、仮想環境という一般的にインターネットと接続された環境とは異なるネットワークの中で運用しておりますので、これについては直接住民データであったりとか、税のデータというようなものを抜き出されるというようなことはございません。

以上でございます。

○四浦委員

引き続きお答えをいただきたいことがあるんですが、本日の政策企画部の説明の中には、かなり第2次行政改革大綱とか財政健全化計画を下敷きにしたといたしますか、主要施策の成果では2ページ、それから決算審査参考資料ではかなりボリュームのある33ページからというふうなもので出ております。

こういうものを下敷きにしながら、施策を進めていくということで相当胸を張った成果をこの決算関係では示されています。例えば第2次行政改革大綱には、「役所の論理」から「市民こそ主権者への転換」という非常にわかりやすい文言で市民への奉仕あるいは市民の暮らしに役立つような形で、このことを進めてきたんだと、まさに27年度の決算については、そういう点で胸を張られている。

それでは、市民の暮らしに関しては、ちょっと私が見落としたかもわかりませんが、このような成果を上げてきたというふうな点があれば、ごくごくかいつまんで、結構ですが、述べていただければと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

行政改革の取り組みでございますので、これにつきましては、基本的には行政がどのような改善であったりとか、どういうふうに取り組むかというようなところでございます。間接的に市民の皆さんへの効果ということはあるかと思っておりますけれども、そのことを具体的な形でお示しすることは困難であろうかと考えております。

以上です。

○四浦委員

いやいや、そうだろうなと思いましたが、念のためにお聞きをしておきました。やはりそういう点は欠落をしているのではないかという、いや長い文章ですから、私は全部読みこなしたわけじゃないんですが、今の答弁で市政の特徴というものはよくわかりま

した。

ちょっと一般質問の続きのような形であります。時間切れで十分にやりとりが進められませんでした。決算資料75ページを開いてください。備考欄10行目あたりに市民アンケート集計業務委託料というものがあります。その他の項目の中にも、集計だけではない業務について市民アンケートに関する決算を示されました。

アンケートについては、まず1つは、何項目あったんですかね、43ぐらいあったかと思いますが、正確に記憶してないから項目数が幾らかということ。もう1つ市民の非常に関心の高い上関原発問題、いや実は主観的に私言いよるわけじゃないんです。この上関原発問題は、我が党のアンケートの中ではトップなんですね。関心が高いちゅうか何を光市政にやってほしいかということについては、そういう項目が入っていたかどうか。

それから、市民の暮らしが前に進んでいるか、後ろに下がっているのか、楽になったか苦しくなったか、そういう項目が入っていたかどうかということもお尋ねをしてみたいと思います。

#### ○岡村企画調整課長

お答えいたします。

まず項目数からでございます。満足度ということでの項目でございますと43項目でございます。

それから、上関原発に対する質問というものはこのアンケートの中には入っておりません。また、市民の暮らし向きということにつきましても、直接的にそういうふうなお尋ねを項目として設けてはおりません。

以上でございます。

#### ○四浦委員

中身の点で言うならば、相変わらずというべきか雇用問題の重要度が高いにもかかわらず満足度が低い部類に、部類というよりも頂点に立っていると言っていると思います。そういうところに見られますように、やはり光市政が市民アンケートをとるときに、市民の暮らし向きあるいは雇用の問題、雇用も一般的なことなく、雇用が前に進んでいるのか後ろに下がっているのか、そういうことをつかむようなことが求められるというふうに思います。

決算の審査ですが、やっぱり中身に入り込んだ議論が求められるということで、今強調をさせていただきました。

終わります。

#### ○笹井委員

実質単年度収支についてお伺いしたいと思います。今議案で提出されているのは単年度収支ということで7億9,000万円の黒字というのは、これは議案に書いてあるとおりです。しかし、その会計というのは繰り越しがあったり、基金の積み立てとか取り崩しがありますので、そういうとこまで含めて見ないとちょっと全体が見えないわけです。

これが議案の数字直に出ておりませんので、お尋ねをしたいと思います。

基金の積み立て、取り崩しまで含めた意味での実質単年度収支は幾らになるのか。そして、これがなかなかわかりにくいので、わかりにくい質問をしますが、例えば家計で言うと、収入があって、支出があって、貯金があってというようなところで、どういう状態なのかということ、ちょっとわかりやすく説明していただけないのでしょうか。

#### ○森重財政課長

実質単年度収支のお尋ねでございます。今議員おっしゃいましたように、実質収支、こちらについては約7億3,500万円の黒字決算でございます。それから市の貯金であります財政調整基金、この取り崩しとか、それに対する積み立てとか、そういったものがなかったとしたときに収支がどうであったか、こういったものを見るものが実質単年度収支でございます。

冒頭で御説明いたしましたように、近年法人市民税を中心として市税が減少しております。その関係で財政調整基金からの取り崩しが増えております。そのため、それがなかったとした場合の実質単年度収支で見ますと、約4億2,300万円の赤字ということになっております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

聞いてわかりやすく言えばというところが、これが質問になってないかなと思いますので、ここはちょっと飛ばしますが、結局法人市民税の急激な減少によって、こういう事態が引き起こされているというのは、この資料の中を見てわかります。

であれば、この状態が結局今後どうなっていくのかというところが、財政健全化計画などを立ててやっておられると、将来的にやっておられるとは思いますが、そこまたその想定範囲内なのか、それとも想定を超えたものがあるから、今後取り組みを相当変えていかなければ回らないのかという部分については、何か御回答ができますかね。

#### ○森重財政課長

今後の見通しということでお尋ねをいただきました。市税収入を中心としました今後の見通しというのは、状況がどうなるか今時点で見通すことは難しいと考えております。

したがって、今後も財源不足が生じる場合には、財政調整基金の取り崩しというものが必要になってくるかと思いますが、基金残高が減少しているところから、こういった財源調整にも限界がございます。したがって、こういった中で財政運営を行っていくには当然のことではございますけれども、歳入に見合う歳出、こういったものを徹底する以外にはないと考えております。

こういったことによりどのように取り組んでいくかということになりますと、現在財政健全化計画というものに取り組んでおりますし、来年度以降の予算編成においても、こういった取り組みができるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○笹井委員

基金については参考資料の28ページにグラフできちんと出ておりますし、対前年からすると6億円ですか、トータルで減っておるといのはこれはわかるわけです。まだ48億円もあるじゃないかという見方をする人もおれば、ここ2年間取り崩しで運営しておるじゃないかという見方をする人もおまして、これはいろんな見方があって当然です。

ただ、基金も別にゼロになるまで取り崩せるわけではなく、ある程度の一定の額というのは要るわけです。それで、今の状況が本当、法人市民税の一時的な急落によるそれを基金でしのいで、今後またわりといい状態に戻るといことが見込めるのか。それともやっぱり取り崩していつているから相当な改革をしていかないと、これは乗り切れないのかというところを自分なりに心配しております。

今後のことはちょっと予算とか、決算審議からなじまなくなりますので、これ以上質問いたしません、この状態を相当厳しいものと自分なりに認識して、今後も考えていきたいと思います。

終わります。

## 討 論

### ○四浦委員

追加認定4号平成27年度光市一般会計歳入歳出決算についての政策企画部所管分について、反対の討論を行います。

かねがね述べてきましたように、せつかく毎年企画のほうで市民アンケートを実施しますが、やっぱり企画としてといいますか、市全体として市川市政として絶対に掌握をしておかなければならない市民の暮らしの状況がどうなっているのか。雇用の状態がどういう状況になっているのか。どう変化をしているのか。そういうことをつかまないまま、アンケートを実施するというのは、どうしても合点がいかないということが反対の理由のまず1つです。

2つ目に、上関原発問題です。市川市長は、確かに上関原発に賛成できないなどというような文言を吐きましたが、やっぱり迷走をしていると思えます。もうちょっと言葉を選ばずに言うならば、玉虫色っていうんですかね、どうともとれるような形で表現をしています。

交付金問題は典型的です。福島原発の事故が起こった後も交付金はもらいたい。それを福祉に使いたいと、このように言うなど。そして、前回の市長選挙の間際になって上関原発には賛成できない。そして議会答弁では今度はまた変化して、「現状では」と頭がついてとかですね。このたびの知事の内閣の意向に同調するがごとき上関原発建設の公有地、公有水面の埋め立てについての許可というようなことに対しては、議会本会議で全くコメントすらしない。賛成できないので、ああいう態度はやっぱり反対すべきなのに、それがやれない。こういうふうなゆがみを持っているかなというように思います。

最後に、言葉としては優しさあふれるという市長のうたい文句を、繰り返し聞かされます。けれども、それは言葉がひとり歩きしているのであって、なかなか市民に対して

優しさがあふれているかと言うと、そうはなっていないということは、この間の公共料金の次々と引き上げていった、そういう施策の中にもあらわれてきており、そういう理由から反対討論としたいと思います。

以上。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、杉本収納対策課長、田中市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

では、七、八項目ありますので、1個ずついきたいと思います。

まず決算書77ページからいきたいと思います。

77ページの中段、地域づくり支援センター管理事業で、管理委託料として217万円が出ております。この地域づくり支援センターの中には自動販売機が設置されていますが、その自動販売機設定に係る維持管理経費や地代というのはどういうふう処理されているのかお聞きします。市民にとって、結局それが歳入的にプラスになるのか、それとも持ち出しになるのか、その辺も合わせてお答えください。

##### ○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターに設置しております自動販売機の維持管理や地代等についてでございますが、地域づくり支援センターに設置しております自販機につきまして、行政財産の目的外使用として設置しております、地代、場所代につきましては総務管理使用料として、また、電気代につきましては総務費雑入として、それぞれ歳入処理のほうをしております。

ですから、持ち出しのほうは特にございませぬ。

以上です。

##### ○笹井委員

わかりました。地代とか、電気代が収入になって、その分が市財政、ひいては市民のためにとってプラスになるというふうに理解しました。

次、同じページの77ページの下、自治体集会所等建設補助事業ですが、今回も4つの自治会に補助されておるといのは説明でわかりましたが、この制度は、全ての自治会にきちんと周知されて、必要なところが全部取り組めるようになっているんでしょうか。この制度を知らずに自治会の自己資金だけで回収している自治会館というのはないでしょうか。

##### ○縄田地域づくり推進課長

自治会集会所等建設補助事業についてでございますが、全ての自治会に制度の周知をされているかということでありまして、自治会集会所等建設補助制度につきましては、市のホームページに制度内容を掲載するとともに光市連合自治会を通じて、全自

治会に周知を図っております。  
以上です。

○笹井委員

わかりました。連合自治会ということであると、また、その下に地区ごとの自治会連合会なんかがあったりするわけですが、そこになると、そちらの団体のほうの努力次第というふうに理解しました。

同じく77ページに室積コミュニティセンター整備事業があります。ことしの3月に完成して運用しましたので、一応、今年度決算でいけるかと思うんですが、この完成式典について、式典で随分いろいろな関係者の方が来られていました。過去に室積コミュニティセンターについてはいろいろ検討する会議や懇話会とか、いろいろな名前の会議があったわけですが、その委員とか、そこに携われたコーディネーターの方というのは完成式典に招待されているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

室積コミュニティセンターの記念式典、要するに竣工式についてでございますけど、こちらの招待につきましては、検討会議や懇話会の委員につきましては招待者として案内を差し上げております。

ただ、コーディネーターにつきましては案内は行っておりません。  
以上です。

○笹井委員

コーディネーターの方、また違った名前の学識経験の方が市外から来られていたと思いますが、何年間、何回も会議に来ていただいて、そういう流れを経て今回のコミュニティセンターが完成したわけです。そこはやっぱり、私はオープンするときにはきちんと案内をして御同席いただくべきだと思うんですが、なぜそういうことはされなかったのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コーディネーターにつきましては、あくまで市の業務として依頼をしたものでありまして、ほかの委員さんと同様の招待者として御案内するというのはなじまないという考えで招待はしておりません。

以上です。

○笹井委員

これは、今後、他の施設のこととも関係してきますので、もうちょっとお聞きします。例えば、それで過去携われたそういうコーディネーターの方とかが、何で呼ばれなかったのかと言われていたというような、そういう情報は特に市当局のほうは持っておられますか。

○縄田地域づくり推進課長

そういった話は聞いておりません。  
以上です。

○笹井委員

私も直にそういう情報を手に持っているわけじゃないですが、過去の委員さんから間接的にちょっとそういうことを言われていたと、そういうふうな話も聞いております。これはまた質問しなければいけないのかと思っておりますが、今後、他の施設での似たようなことはあると思います。

幾らお仕事でお金を払って光市に来ていただいて仕事としてやっていただいた方とはいえ、やはりこういう施設が一段落、完成したときは、関係者として来ていただいて、みんなで祝うというようなことは、私は当然だと思っております。

今後、他の施設についても、同じようなことがある施設が光市でも予定されていると思いますので、ぜひ、そこの考え方の再検討をお願いしたいと思います。

室積コミュニティセンターにつきまして、施設的なものも、完成しましたのでちょっと聞いてみたいと思っておりますが、完成後に不便を感じる点がありますでしょうか。また、今後似たような公共施設の設計も予定されていますので、私は、ぜひそういう情報を出して次の施設に改善で引き継いでいくべきだと思うんですが、今現在、市当局が把握されている不便な点はありますか。

○縄田地域づくり推進課長

室積コミュニティセンターの不具合等につきましては、コミュニティセンターの職員等から幾つかの報告は受けております。その報告につきましては、随時対応はしております。

具体的には、和室の建具の建てつけ等が不具合と。それから、ホールの床の一部がひび割れたとか、実習室のガスホースの取り付け口がソケット型のほうが使いやすいとか、そういった不具合等をお聞きしております。その点については、修繕なり、交換等をしております。

それから、会議室の照明につきまして、一部座る位置によってはちょっと暗いんじゃないかというようなお話も聞いております。これについては、基本的には照度基準は満たしておりますことから、現在はちょっと様子を見てもらっているという状況であります。

以上です。

○笹井委員

私どもも事前に建設前に議案も見えていますし、設計図も見えていますけれども、さすがにやっぱりそこまでは審査しきれないと。ただ、過去の建物でそういう問題があったということを情報として認識しておれば、今後の類似の建物がまた議案として出てき

たときには審査ができると思います。できるだけそういう情報は出していただきたいと思ひますし、今、出していただいて、私も改めて認識を深くすることができました。ちよつと私のほうで聞いておる問題も、当局側がどう捉えておるのかちよつと確認したいと思ひます。中央のロビーにある本棚の奥行きが、本が入らない、飛び出してしまふというような状況があるというふうには聞いておりますが、本棚の奥行きが短いという問題はどうか。当局としては把握されてはいますか。

○縄田地域づくり推進課長

本棚の奥行きが短いのではないかということは、こちらでも聞いてはおります。ただ、サロンの書架につきましては、保管用の書架ではなく図書の利用を促す目的で設置しておりますことから、手に取りやすいものを採用しております。

しかしながら、児童書、特に絵本等につきましては、書架の深さが不十分なものもありますことから、そういったものにつきましては、書庫内に奥行きが十分な書棚を設置いたしましたので、そちらのほうを利用してもらうように、今はお願いをしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

ちよつと次の点に行きます。トイレが屋内用についていて、入るところは当然引き戸、スライド戸があるわけですが、結構大きいイベントをやると、一人一人がドアを閉めなければ、ずっと空きっぱなしになるわけなんです。

女性用便器については全部個室ですから中が見えることはないんですが、男性用小便器については、ドアが開きっぱなしになって男性用小便器とそれを利用する方が外から丸見えになってしまうという問題があります。私もイベントのときに見て、そのとおりだと思っておるんですが、この問題について当局は把握されてはいますか。

○縄田地域づくり推進課長

室積コミュニティセンターのトイレの件でありますけど、室積コミュニティセンターでは、限られた面積の中である程度の便器の数を確保できるように設計されておりますことから、目隠し壁があつて奥行きのあるようなトイレにはなっておりません。

なお、男子トイレにつきましては、コミュニティセンターの通路から直接中が見える形とはなっておりませんが、先ほど言われたように、男子トイレの扉が開きっぱなしの場合は、女子トイレの出入口から中が少し見える状態であるのは確認しております。そういったことから、基本的には、トイレを利用するときにはきちんと扉を閉めてもらうということで、現在、お願いしております。

以上です。

○笹井委員

あとは利用のマナーの問題、もしくは中に布で目隠しみたいなもの、のれんみたいなものを下げるといふ手もあるのかと思いますが、この辺のレベルは地元の協議会で議論されることだと思いますので、そちらのほうに期待したいと思います。

あと、室積コミュニティセンターは建物にステージが併設されて、イベントのときにステージも使えるようになるという斬新な設計で、私は素晴らしいことだと思います。ただ、開館式をやって気がついたのが、ステージはあるが、つりバトンがないから、イベントの看板をつり上げることができないというのが考えていなかった部分だったと思っています。これについては当局は把握されていますか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

今言われているステージ部分でありますけど、基本的には、ステージというよりも屋外テラスとして整備したものでありまして、設計の意図としては屋外テラスはサロンの延長として、サロンと一体的な利用を考えたものであります。

そういったことから、野外ステージとしても利用できる屋外テラスということで整備はしておりますが、計画当初から野外ステージという形ではありませんことから、野外ステージに必要なバトンの設置等はしてありません。

以上です。

#### ○笹井委員

私は何回か事前の準備の会合とかを傍聴しまして、そこの委員さんとか、コーディネーターさんが言われるのに、そこはステージとして使えますというふうに言われていたのを記憶しています。したがって当然、ステージとしての最低限の設備はあるんだろうと思っておったんですけども、屋外テラスということであればどうなんですかね。

これは、運用が始まりまして、また現地の協議会のほうとかでもこういう問題は議論されると思いますので、そちらのほうにお任せしたいと思います。

項目変わりますして、空き家対策について聞きたいと思います。資料的には、主要の施策の成果の52ページです。

空き家対策事業は平成26年の夏から行われていますので、まだ26年の数字と27年の数字しか出てないんですが、ちょっとこの書き方がよくわからないんです。結局、年度末での管理不全の空き家の件数というのは、この表からどういうふうに読みとけばよろしいんでしょうか。27年度でいうと結局何軒残っているのか。

私は、こういう主要な施策の成果というのは、3年ぐらいの経年的な状況の変化が読み取れるようにつくっていただく資料だと思っていますが、そこがちょっと読み取れませんでしたので御説明をお願いします。

#### ○藤本生活安全課長

主要成果の52ページの3番に空き家対策事業の表がありまして、26年度に情報提供の数46件、管理不全な空き家とした件数が35件になっていまして、この35件から17件の解

決した数を引いていただいて、新たに27年度の管理不全として認定した空き家15件を足して、最終的に27年度に解決した6件を引いた27年度3月末においては27件がいわゆる管理不適切な空き家として次の年に繰り越した状況になっております。

#### ○笹井委員

わかりました。また来年つくられるときは、済みません、年度末の数がわかるように入れてください。これだけ見ると、35件が15件に減ったというふうに見てしまう方が多いと思いますのでよろしくお願いいたします。

次、主要な施策の成果の55ページ、市民相談事業について行政相談と民事相談がありますが、この相談の内容とか、相談の傾向というのはわかるのでしょうか。その下にある無料法律相談についても同じ質問をお聞きします。

#### ○藤本生活安全課長

55ページの表にありまして、27年度行政相談に対して183件の相談を承っております。その中で、いわゆる無料法律相談の日程、司法書士の相談無料の日程等、いわゆる行政でないところの高い知識で紹介、相談できるのはどこかという問い合わせが62件になっています。

なお、その次に多いのが、この時期は蜂の駆除の相談というのが36件、行政相談、生活環境、衛生、主に空き家の問題に対して33件が行政相談として多い順になっております。

その下の民事相談309件に対しまして、この中でも蜂の相談、どこの業者が駆除しているんだろうか、もしくは隣の家にかかっているけどどういう形で解決したらいいかというのが107件。民事相談の中で隣人トラブルの相談が48件。あとは、民事に対しての法律相談、悩み事、法律の紹介ということで44件という形になっています。

下の無料法律相談の内訳なんですけど、弁護士相談が27年度は68件ありまして、その中で、民事の相談が33件、家事の相談が35件となっております。民事の相談の中で一番多いのが不動産関係の相談です。これが土地境界、売買紛争などが11件、損害賠償請求の相談案件が4件、交通事故が3件となっております。

家事の相談ということで、家庭内の相談事項として35件の中では、遺言、相続、遺産分割の関係が20件と多くなっています。そのあとで離婚の関係の御相談ということで8件、その他の関係で7件ほどあります。

それと、司法書士相談、これが年6回行っておるんですが、27年度で言ったらトータルで32件受けています。それで、民事相談、これも土地境界の関係で2件、民事訴訟法の関係で1件ということと、家事相談であれば、こちらのほうは相続関係等、いわゆる登記嘱託関係が15件と8件が多くなっております。あと、続いて贈与関係等がありまして、全体で29件という状況でございます。

以上です。

#### ○笹井委員

ありがとうございます。

この市民相談事業は、市民が一番困っていることがコンスタンスにあらわれる部分だと思っております。今、課長さんが言われたような内容というのは、この資料にはここまでは書いておりませんが、お尋ねしてよくわかりました。蜂の問題が随分大きいようですので、蜂に対しての一般質問ができるかどうか、また考えてみたいと思います。

無料法律相談について、弁護士と司法書士については、過去に私がこの場でお尋ねしたときは把握していませんというような回答があったわけですが、今回、きちんと課長さんから中身の御説明をいただきまして、私も動向が大変よくわかりました。改善していただいております。

次の項目に入ります。

主要な施策の成果6ページ、市税について、歳入についてお尋ねします。

まず6ページにあります市民税のうち法人市民税ですが、平成25年は22億円、平成26年は9億円、平成27年は5億円と急減少しております。この辺は、きのうの企画のほうでも説明があったところでして私も幾つかお尋ねしたわけですが、結局、この急減少についての理由とか、今後の展望について、そういうものがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

#### ○田中市民部次長兼税務課長

今おっしゃられたとおりの急減少しておるわけですが、今後の展望も含めて、ちょっと御回答したいと思います。

まず、法人市民税の28年度の予算額は、御案内のとおり約4億4,000万円となっております。したがって、27年度の決算額約5億8,000万円に比べると24%の減で見込んでおるといことでございます。最終的には、今後の申告状況により変化することがあるということでございます。

それと、減少している理由でございますが、これは予算説明の際に御説明しておりますが、法人市民税は主として企業収益により左右されるものでございます。したがって、企業収益が減少しておるとい御理解でよろしいかと思っております。

また、1つの要因としては、税制改正によって法人税や法人市民税の引き下げが今後とも予定されますので、これについて減少要因となるということでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

企業収益の減少ということですが、ちょっと私も税務というのをやったことがないのでよくわからないんですけど、その法人のどういう書類をどういうふうに見てその数字を出されるのでしょうか。特に予算時に減少の見込みをされる時というのは、きちんとした精査をされて数字を立てられると思うんですが、法人に聞き取りを行うのか、それとも、何かそういう税上の書類が出てきてそれから推察するのか、その辺の手続きについてちょっと教えてください。

○田中市民部次長兼税務課長

これも予算のときに御説明を少ししたかと思いますが、法人市民税については、プレス発表といいますか、決算短信というのが大きい企業についてはありますので、そういうもので推測したり、あるいは一番確実なのは予定申告で既にされておれば、その予定申告を見て算出していくということでございます。過去の納税額等も見ながら予算を措置しております。

以上でございます。

○笹井委員

光は大手企業の城下町的な都市構造をしていますし、大手の法人の経営動向によって税の収入が左右されるのは、これは、ある意味仕方がないとは思いますが、実感として市内の大手企業がそんなに出荷が悪くなったという話も聞かないし、工場はどんどん増設されている。本社機能を一部こっちに移してきたりというような話は個々にいろいろ新聞とか情報で見えておまして、そんなに悪いのかというのを思っているわけですが、これはあまり聞いても、企業も個々の話になりますのでできないと思えますけれども。

ただ、これが財政に与える影響はものすごく大きいんです。これは認識されておると思いますが、こういう状態で今回の決算を改めて見た場合、私は結構危機的な状況にあるという決算だと思います。説明は、確かに形式収支でいえば黒字になったとか、市民税も見込みよりは歳入を上回ったというような説明になると思うんですけども、こういう決算全体の状況について、私は、是非副市長さんあたりからお聞きできればと思うんですけど、こういう厳しさというのをわかるように説明していただけないものでしょうか。それとも大丈夫ですというんだったら、そういう説明でもいいんですけども。

○森重副市長

決算審査の場でありまして、どのように財政分析を議員各位にお話をすればいいか、私も今、頭の中で整理をしておりますけれども、明らかに申し上げられるとするならば、今年度、平成27年度の決算においては、やはり歳入歳出を見たときに、実質収支、単年度収支というものがあられるわけでありまして、実質収支、単年度収支はそれぞれ黒字であります。

しかしながら、その後に単年度収支から実質単年度収支を考えるとときには、財政調整基金の積立金と財政調整基金の取り崩し金というものがあるわけなんです。それを踏まえて27年度を分析させていただきますと、財政調整基金に積み立てた金額は約5億6,000万円だったと思います。財政調整基金を崩した金額が約10億1,000万円だったと思うんですけども、そのあたりを鑑みると、実質的な単年度収支は4億2,000万円の赤字になるわけでありまして。単年度だけを見ると、予算上はつむいだ予算が、結果とすれば、単年度実質収支という財政指標を見ていくと約4億2,000万円の赤字が生じているというこ

とは、いわゆる財政調整基金がなければ、今回、予算がつむがなかったというふうに御理解をいただきたいというふうに思うわけでありませう。

しかしながら、今度、予算は予算、きょうは決算の審査をさせていただいておるわけでございますから、やはり決算で見ていただきたいのは単年度収支のところでは評価をいただきたいというふうに思うわけでございます。

どういう状況なのかというお尋ねがあったわけでありませうが、決して楽な状況ではないと認識はいたしております。しかしながら、やはり限られた財源の中で市民の皆様の御要望やニーズに的確に答えるということが我々としての責務だと思っておりますことから、この財源を活用し、あれもこれもというような時代ではなくなってきていますから、重点化を図りつつ、中期的な財政計画を踏まえた上で、毎年予算編成方針の中でしっかりとそこを踏まえつつ当該年度の支出については適切に、法や条例等に違反しない、当たり前であります、そこを支出をしていく。最終的には、入るを量りて出るを制すという財政の基本を堅持をしていくんだという姿勢であります。

以上であります。

#### ○笹井委員

わかりました。答弁ありがとうございます。

きょうは決算で、しかも市民部の審査なので、この分野についてはこれ以上は質問はしませんが、厳しい状態を私としても強く認識して、また、今後の予算審議等、場がありましたら臨んでいきたいと思っております。

主要な施策の成果7ページに移ります。

7ページに不納欠損処分執行停止件数が、平成25年は446件、26年は360件、27年は348件と減少しているけれども、これはどのような理由によるものでしょうか。状態としては、これはいい方向なんですか、悪い方向なんですか。

#### ○杉本収納対策課長

不納欠損処分執行停止件数の減少についてですが、滞納者に督促状を送っても完納されない場合、財産を差し押さえなければならぬこととなっております。しかし、財産がない、生活を著しく困窮させる、所在・財産が共に不明の場合は差し押さえなどの滞納処分を停止、いわゆる滞納処分の執行停止ができます。

停止後、3年たっても状況が変わらない場合は納税義務が消滅し不納欠損処分としますが、実態として、執行停止するような事例が減少したことによるものです。

#### ○笹井委員

とりあえず理解はしました。

そのページの下のほうにありますが、市外転出者等への個人住民税の徴収をすると、これは予算のときにそういうこともしますというような説明を聞いておるわけですが、この引き継ぎ件数というのはどうなっておるのでしょうか。そして、市外転出者等と書いてあるんですけど、ほかにもいろんな理由で滞納事案があるのかと思うんです。

けれども、それはほかにどういう理由があるのでしょうか。実際のそこの徴収事務についてどのように行っているのかについてもお聞きします。

○杉本収納対策課長

今の御質問3点について御回答させていただきます。

まず、市外転出者等への個人住民税の徴収の引き継ぎ件数ですが、平成25年度は5件、平成26年度は3件、平成27年度は3件となっております。

続きまして、等とはほかにどのような理由があるという御質問ですが、市外転出者等の等は、市外転出者以外に市内においても呼び出しに応じない、催告に反応しないなどの徴収処理困難な滞納事案となっております。

続きまして、実際の徴収事務はどのように行っているかについてですが、本市においては、呼び出しに応じない、催告に反応しない事案などの収納処理困難ケースを周南県税事務所に依頼し、情報共有、連携を行いながら、周南県税事務所が徴収及び滞納処分を行っているところです。

○笹井委員

困難なものについては周南県税事務所が行うということですが、その辺が7ページの一番下の山口県職員による併任徴収ということになるのかと思っておるんですけど、実際、件数としてはどれぐらいあるのか。あと、光市役所じゃなくて県のほうにお願いするという形になるんですけど、そこはどのようなふうに行うんですか。県と市の職員が一緒になって行うのか、それとも、県税事務所の職員にお任せになるのでしょうか。

○杉本収納対策課長

派遣による県職員1名の併任徴収の実績についてですが、勤務日数は年間で66日、週1日から2日間の勤務を通じて、滞納整理方針の助言や臨場における財産調査及び滞納者との納税折衝などを収納対策課職員とともに取り組んでいる次第です。

職員の収納技術のレベルアップを同時に図っているということです。

○笹井委員

わかりました。

8ページのほうに続いていきますが、悪質滞納者についての対応、徹底した財産調査を行うということですが、実際に、対応の方法というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○杉本収納対策課長

悪質滞納者への対応手法についてですが、督促・催告に対して納税の意思を示さない者及び納税相談等で分納の約束をしたが不履行の者につきましては、財産調査を行い、差し押さえを前提として納税折衝を行う中で、計画的に納税するよう、納税誓約書を

提出させ、徹底した履行管理を行っているところです。

○笹井委員

確か1年前の予算の説明では、悪質滞納者については自動車のタイヤロックを行うという説明もあったかと思います。これについて、この決算では実績があるのか。決算外でも、もし、そういう事例があるかどうかを答えれば教えてください。

○杉本収納対策課長

平成27年度には、新たなタイヤロックを導入しまして、自動車の差し押さえの強化をすることで、差し押さえを前提として納税折衝に臨むことにより、滞納処分の困難ケースへの解決に努めていますが、平成27年度につきましては実績はありません。

○笹井委員

わかりました。タイヤロック、そういうことまでして、とにかくきちんと税金の徴収に当たるんだという姿勢は、評価をしております。

最後、同じく8ページに休日納付とか、休日相談窓口を行うということも記載されています。これの利用の実績というのはどうなっていますでしょうか。

○杉本収納対策課長

夜間収納相談窓口は、徴収全職員6人が毎月3日間実施しており、2,000万円程度収納しております。

また、休日収納相談窓口においては、徴収職員2人体制で、5月、6月、2月に2日間、12月に1日間実施しており1,000万円程度収納しております。

○笹井委員

行政側の稼働状況と金額はわかりましたけど、何人の市民の方が利用されたのかというのは、それは数字は分からないのでしょうか。

○杉本収納対策課長

収納額は把握していますが、件数については、把握しておりません。

○笹井委員

休日相談窓口をどれぐらい利用されておるかというのは私も興味のあるところですので、また機会があれば、次回以降お尋ねをしたいと思います。

終わります。

○四浦委員

先ほど議論があった続きといたしますか、ちょっと角度を変えてやります。市税収入について、主要施策の成果の6ページから9ページにかけてなんですけど、さっきから議

論を聞いていて、ちょっとわかりにくいといえますか、法人市民税が激減をするというふうなことで、まずお聞きします。9ページにある主要企業1.9%というのは、もう少し踏み込んで、企業名を言っていただく必要は別にはないのですが、何社程度あるかというようなことなどを、まずお聞きしたいと思います。

○田中市民部次長兼税務課長

経常的に納税額が多い3社です。

○四浦委員

この主要企業の1.9%なのですが、特別に最近税収の高かった年、平成25年度、つまり、27年度からいけば2年前のことになるんですが、これが19.1%、約10倍ということになるわけです。

さっきの副市長のお話などにもありましたように、企業収益が影響しているというふうなことなのですが、会社四季報で見た限りにおいては、むしろ平成26年度と比べて27年度は、企業収益、営業利益、経常収益、純利益というものが、主要企業の中では皆上がっているように思います。それとは別の要素が働いているということでありましょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

私どもが申し上げている企業収益は、法人の税額に関することを言っております。ですから、税計算上の収益部分といえますか法人税割部分、これは、一般に公表されている経常利益とか、そういうものとは異なります。

以上です。

○四浦委員

ということは、企業収益そのものが影響しているということではないかと思いますが、営業利益、経常利益というようなものが、大体、一般的には企業収益といわれているかと思えます。

そうすると、少し踏み込んでお尋ねをいたします。まず、課税の標準となる法人税額は、ここに本社がある場合とない場合で違いがあるんですが、本社でない場合、全従業員数と光市内における従業員数、その割合で課税をされるということでしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

そうです。言えば、市内以外に事業所があるような場合、全従業員のうち市内分、その分の按分を出していきます。

以上です。

○四浦委員

それからもう1つ、最近の事例で、国のと言うたほうがいいと思いますが、税の問題は大体国の施策が大いに影響するわけです。企業が活動しやすい国にという言葉になって、法人税の税額が下がっておるかと思いますが、それは光市のこういう主要企業の法人市民税額に影響があるかと思いますが、いかがですか。

○田中市民部次長兼税務課長

法人市民税の課税標準、要するに税率を掛ける前のことをいうんですが、原則として、それ自体が法人税の税額になります。ですから、税額が変われば、こちらも連動して変わっていくというものであります。

ですから、仮に法人税の税率が落ちたがために法人税の額が落ちれば、それは影響してくるということになります。

以上です。

○四浦委員

ほぼ10年間で、その法人税の税額はどれぐらい落ちているというふうにつかんでおりますか。

○田中市民部次長兼税務課長

法人税の税額の推移については、今、つかんでおりません。

以上です。

○四浦委員

現在では前倒しをされて20%台に持っていくというようなことなんですが、平成17年度に比べますと、次長のほうでお答えがされなかったんで私が変わりに述べるんで恐縮ですが、約7%下がって、これからも下がるかとしておるわけです。

そういうものがやっぱり影響して、こういう税の減少、しかも主要企業の場合は非常に大きなウェートを占めていたものが1.9%に落ち込むなどというようなことになってくるということなんです。

それから、ちょっと角度を変えて聞きますが、光市では、法人税について、超過課税というものを行っているかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○田中市民部次長兼税務課長

法人税割について、超過税率、制限税率いつぱいの税率としております。

以上です。

○四浦委員

それは27年度の決算でどの程度の税額ということになりましようか。それから、19.1%の比率であった25年度の場合はどの程度の税額であったかということは手元に資料か何かありますか。

○田中市民部次長兼税務課長

仮に標準税率を使って、それと制限税率を使った場合の差額、影響額のことを今おっしゃられたと思うんですが、27年度決算ベースでいえば、もしも標準税率にしておれば、税率を下げておれば約8,000万円強の税込減になるところでありました。

以上ですが、ほかにあれば言ってください。

○四浦委員

広島などは、市が大きいからこういうことにもなるんでしょうけれども、超過課税税収は、平成27年度当初予算で約33億円で、対象は下水道整備事業に要する費用に充てる予定になっているというふうにネットでは配信をされております。そのところは、光市に置き換えると、さっき金額はわかりましたが、いかがですか。

○田中市民部次長兼税務課長

ちょっと趣旨がよくわからないんですが、申しわけありません。もう少しわかりやすく言っていただければ。

○委員長

わかりやすく。

○四浦委員

だから広島市の場合は、下水道整備事業の費用に充てるということで明確に出されておりますから、光市の場合も、その用途については明確にしているのかということでお尋ねをしているんですが。

○森重副市長

当市の場合は、一般財源として取り扱っているところがございます。  
以上でございます。

○四浦委員

わかりました。明確な答えをいただきましたので、それではよろしゅうございます。  
以上で終わります。

○森重委員

消費生活費、決算書83ページ、そして、主要な施策は53ページです。  
先ほど話がありましたように、市が提供されているサービスで最も市民生活に直結している部署なんですけども、264万1,000円、これのちょっとよくわからないのは、歳入のところは41ページで一番下の段ですけど、山口県消費者行政推進事業費補助金420万円というのがあります。それでもって、先ほどの嘱託給の330万円、2人分が払われ

ているということだったんですけども、この財源内訳をちょっと教えていただければと思います。

○藤本生活安全課長

420万1,000円が県の補助金として、その中で一般職の給料の嘱託給として336万円を、そちらのほうに補助金を充てて、その他の活動等にも運用されている状況でございます。

○森重委員

消費生活費の264万4,000円の総額は消費生活支援事業と市民相談事業を合わせてこの金額で行政サービスを行っていますが、県の消費者行政推進事業費の補助金420万円、そして、330万円幾らの雇用の嘱託給ですが、今の県の事業補助金というのは、今後どのくらい続くのかをちょっとお聞きします。

○藤本生活安全課長

平成21年度から始まりまして、平成32年には終了予定となっております。以上です。

○森重委員

このような市民に開かれた相談窓口ということで、多くの方が利用されて、また、セーフティネットになっているわけです。補助金等の期限というものも、もうしばらくありますが、だんだん財政が厳しくなっていく中で、どのように、きちっとした基盤整備をしていくかということも今後の課題ではないかと思っておりますので、そのあたりをお聞きいたしました。

特に消費者の取り組みで、主要施策の中には、さまざまな取り組みがちょっと書かれています。私もちょっと知らなかったんですけども、53ページ、子供たちや高校生に対しての消費者教育というものもやっておられますので、そのあたりをこういう機会ですからお聞きしてみたいと思います。

○藤本生活安全課長

まず、小学生には、夏休みにお金のやりくり教室という形で希望者を募りまして、お金には限りがあるから大切に使いましょうというセミナー、出前講座を開催しています。

あと、高校生を対象にした市内の3校に御案内を出して、ことし該当したのが私立高校の203名、高校卒業予定の203名に対して、今後、社会に出ていく中での最低限の消費被害に遭わない授業、出前講座をしておる状況でございます。

以上です。

○森重委員

子供たちへの消費者教育というのは、今後社会に出ていっても基本的なベースなところで大切なものだと思いますので、このあたりもしっかり評価をしていきたいと思えます。260万円の予算の中で、そのような大きな効果や、また、市民の暮らしの安全につながっているということで、非常にこのあたり、評価をしていきたい事業の1つだというふうに思っておりますので、そのことをお伝えいたします。

それと、もう1つは、決算書89ページの住民基本台帳方書記載及びシステム連携対応業務369万3,600円の委託事業ということを先ほど言われましたけども、住民基本台帳に載っていないアパート等の移動の多い方の住所について、何かされるんですか。

○田村市民課長

住民基本台帳の方書なんですけど、今まで載せていなかったということで、個人番号マイナンバー制度が始まりましたので、住基ネット上でそういう方書を載せて、基本4情報になるんですけど、そういうものを、今後、国の間でも使いますし、地方の行政間でもそういうものを使います。郵送物、確実に郵便物が届くという形の中で、これは国の方からの要請という形の中でやったものでございます。

以上です。

○森重委員

わかりました。

それとあわせて個人番号制度の27年度の進捗状況を、いろいろ問題もありましたけども、光市はどのようになっているかお聞きしておきます。

○田村市民課長

マイナンバーの進捗状況ということでございますが、J-LIS、機器の故障の関係で相当発行が遅れていたということで、先ほどもお話をさせていただきましたが、繰越明許という形で28年度に経費的なものを繰り越して使うという形になっております。マイナンバーの申請状況ということでお答えをさせていただいたんでよろしければ、9月27日現在で、申請者数が4,741人、交付枚数が4,016枚でございます。

以上です。

○森重委員

結局、御案内が当事者に届かなくて、市役所の中で預かっているようなものが全国的にあったじゃないですか。あれはどのくらいあるんでしょう。

○田村市民課長

現在、268通を保管しております。

以上です。

○森重委員

このあたりもしっかり行き渡るように努力をいただきたいというふうに思います。最後です。主要施策の85ページ、男女共同参画社会推進事業、今回、取り組みをされているということでアンケート等も行われております。このあたり、第3次光市男女共同参画基本計画の中で、特に新しく取り組む項目、協議会はネットワーク会議の開催もされておりますので、どのような協議がなされて、どのようなものに力を入れられるのか、もしございましたら。

○大山人権推進課長

男女共同参画推進ネットワーク会議では、アンケートの内容について、御審議をいただき、また、結果報告をするとともに、県で作成をしております男女共同参画計画についても御説明いたしました。

また、平成28年度開催の「働く女性noほんねとーく」についても意見を賜るとともに、働く若い女性や育休中の方々の意見を参考にしながら計画を策定していけるよう検討作業中でございます。

以上でございます。

○森重委員

最後に、85ページのデートDV教室の開催のところで、新たな取り組みとして県と連携して情報提供を行い、Y I C 専門学校と光高等学校において開催されましたと書かれていますが、これをちょっとお聞きしていいですか。

○大山人権推進課長

一般に配偶者等の暴力、これをDVと言いますがけれども、若い世代、特に交際の段階、夫婦となる以前のような段階の方にも、そういう暴力に対する意識を持っていただけるよう、Y I Cとか、市内の光高、聖光高校等とかに声をかけながら、県の講師をお呼びして講座を開催している状況でございます。

できれば継続してやっていけるような形にはしていきたいと考えております。

以上です。

○森重委員

そうですね。DV防止法等も、かなり女性を守る味方の法律もありますけども、早めにそういう教育をしっかりしていくということが大切です。このあたりもしっかり評価をしておりますので、継続をしていただきたいというふうに思っております。

すばらしい第3次計画ができますようにお取り組みをよろしくお願ひします。

以上です。

○四浦委員

ちょっと忘れ物を大事なことでしましたので、これをお尋ねします。日本の中にもいろんな企業があるが、世界的にもうけ頭ともいわれているような、企業名は避けます

が、そういうところの法人税が12%などというようなものがあります。その仕組みの中に、研究調査費の減税があるんです。

光市における主要企業の中に、これはわからないから私がきくんですが、研究調査費に基づく減税をどの程度やられているかというのを、もし掌握しておられれば教えてください。

○田中市民部次長兼税務課長

こういうことは個別企業のことですので、答えづらいというのものもあるんですが、掌握しておりません。

以上です。

○四浦委員

あとのセリフのほうが正直なんですね。答えづらいというよりは掌握していなということのようですが。

そういうものも研究をされて、しかも大手の、光でいう主要企業の企業の減税が、ある意味急速に進んでいることに対して、市長などはどういう態度をとっているか。これは特別個人的に、市長自身がということでもなくてもいいが、市長会等を通じて、このような動きで地方自治体の財政が非常に苦しくなっているというふうな苦情や要望などを、国に挙げておられるという経過があれば紹介してください。

○田中市民部次長兼税務課長

全国市長会から国のほうに要望しております。

以上です。

○四浦委員

もうちょっと具体的に言ってみてくれますか。要望しているなら中身を。

○田中市民部次長兼税務課長

いわゆる法人実効税率の引き下げの話になるかと思うんですが、これに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本として、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、必要な財源措置を講じていただきたいということでございます。

以上です。

○四浦委員

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第5号 平成27年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第10号 平成27年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：小田総務部次長兼総務課長、中倉消防担当課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○田中委員

数点お聞きしていきたいと思いますが、まず、決算書の69ページの庁舎管理事業の管渠清掃委託料2万9,000円というのが少ない金額で上がっておりまして、これが予算になかったもので、これの説明をお願いいたします。

##### ○小田総務部次長兼総務課長

69ページの庁舎管理事業の管渠清掃委託料2万9,000円ではありますが、予算になかったということではありますが、この委託料は、平成28年の2月25日に、本庁舎1階の女子トイレが詰まりました。同日、修繕の業者に発注をしたんですが、トイレ側からの通常処理が困難であったため、通常は修繕料で対応するんですが、別の業者に委託を出しております。これが、庁舎西側のマンホールのほうから、高圧洗浄によって堆積物を除去する特殊業務でありましたので、管渠清掃委託料として支出をしたものでございます。これは、高圧タンク清浄車を利用したものでございます。

以上でございます。

##### ○田中委員

詳細ありがとうございます。

興味といったらちょっとあれなんですけど、高圧洗浄までしないといけなかったということは、詰まっていたのはよっぽどのもの、何といたしまして、排泄物じゃなくて、違う悪意のあるものが詰まっていたとか、そういうわけだったんでしょうか。

##### ○小田総務部次長兼総務課長

通常の便ではなかったんですが、悪意はなく、ちょっと老朽化をしておりましたので、管が一部破損をしておりまして、砂とか泥がかんでいた。石みたいなやつがですね、というふうに報告は受けております。

以上でございます。

##### ○田中委員

はい、わかりました。

そしたら続いて、決算書の83ページの防災事務費についてお聞きしたいと思うんですが、防災会議の委員報酬ということで4万円上がっております。これは、予算的に7万7,000円で15人分ということだったんですが、これについて、4万円ということの説明

をいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

防災会議委員報酬4万円ということでのお尋ねですが、これにつきましては、平成27年度の防災会議委員報酬で、8人分で4万800円となっております。

○田中委員

これ、以前にも言ったかと思うんですが、委員の人数に定数があって、参加人数が少ないということであれば、その委員会自体の価値が弱まるというか、せつかくですので、委員皆さんに参加していただいて委員会を開催するほうが効果のあるものになるのではないのかということで改善を求めて、多分これ、前回は12人分だったのが15人分になっているので、増えているのではないのかと思います。それも踏まえて、まだ下がっているという部分について、所管としてどのように考えられているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

今回の8人分というのは、代理の方と欠席の方を除く8人分でございます。このときの欠席の方は2名でございます。ですから、代理の方についてもお支払いはしていないということになります。

○田中委員

はい、わかりました。代理の方が参加されて、委員会としては価値あるものになったが、報酬としては支払いしていないということで理解しました。

そして、続いて、同じく83ページの防災事務費の戸別受信機移設業務委託料18万2,000円について、これも予算にない項目でしたので、説明をいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

戸別受信機移設業務委託料の18万2,000円でございますが、この業務委託は、新設された室積コミュニティセンターへの室積出張所の移転に伴いまして、旧室積出張所と隣接する消防機庫に設置してありました戸別受信機2台を移設を行ったものでございます。予算につきましては、当初、予算計上がなされておりましたので、委託費の剰余金を使用して移設を行っております。

○田中委員

これは今、消防機庫のほうというお話があった。これは消防のほうではなくて総務のほうに上がってきているというのは何か理由があるんですか。認識がおかしいのかもしれないですが。

○中尾防災危機管理課長

戸別受信機につきましては、消防機庫等にも防災のほうで当初から設置をさせていただいておりましたので、この分につきましては、防災のほうで移設を行っています。

○田中委員

今後のためにもお聞きしてみたいと思いますが、ほかの市内の消防機庫の中にも同じようなものがあると思っいていいんですか。

○中尾防災危機管理課長

市内の消防機庫につきましても、同様に防災のほうで設置をさせていただいております。

○田中委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

続いて、主要施策の成果についての18ページに、職員の研修事業ということで、たくさん紹介されています。平成26年に女性職員が結成した第2期市民サービス向上推進チームが、かなりの時間を要して作成しました職員行動指針、おもてなし10カ条、きらりと光サービスブックなど、成果物のほうを提出されているんですが、これが職員研修の中でどのように生かされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

今、お尋ねの第2期市民サービス向上チームの成果物については、昨年の、26年の決算でお示しをしておりますが、本市においては、女性の意見や女性ならではの感性を市役所に広げて、女性の視点から一歩リードしたサービス提案、あるいは仕組みづくりを進めることを目的に、25年の12月に女性職員15名で構成するチームを設置したところがあります。

設置後、2回の研修と12回の全体会議、7回の協議を重ねて、27年の3月23日に、市長のほうに成果物として、今、委員御紹介のありました職員行動指針、おもてなし10ヶ条、きらりと光サービスブックの3つの提案を受けたところがあります。

この成果物については、こういうサービスブックと職員の行動指針、それとおもてなし10ヶ条という3つであります。職務に取り組む姿勢や心構え、組織が求める具体的な行動や考え方を示します職員行動指針とおもてなし10ヶ条につきましては、このように、こういうふうに全職員に配って、名札の裏に添付をして、いつも出して見れるようにというような指示を、市長が行っております。具体的には、これを受けた27年4月の幹部職員への訓示、それと新入職員に対する研修の中でその旨を伝えております。

これとあわせまして、庁内のほうで、先ほどのこちらのサービスブックについても活用するように通達を出しまして、それぞれの職員が、これを見ながらサービス向上に努めているところであります。

職員研修でのということでもありますので、新規採用職員につきましては、入所前の説明会の段階で、このサービスブックを熟読するように渡して、職員研修の中でこれを活

用をしたところであります。

それと、ちょっとあちこちいって申しわけございませんが、21ページの接遇のところにありますように、接遇の4行目、接遇研修。臨時職員等というところではありますが、これは平成27年の7月9日に、初めて臨時職員を対象に接遇の向上について実施をしております。このときに、きらりと光サービスブックを活用して、光市全体のサービス向上に努めているところであります。

以上でございます。

#### ○田中委員

はい、わかりました。新入職員と臨時職員について接遇研修、新入職員は熟読ということと、既存の職員の方たちは、常に名札の裏に入れてどこでも見られるようにされているということで理解しました。

私も26年度のお話をしまして見せていただいたんですが、非常にきめ細かく書かれていて、本当に、常に忘れず市民のためを思って接遇向上に取り組んでいただけたらと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

あと2点、お聞きしたいんですが、主要施策の56ページの保存備蓄食糧の購入ということで、先ほど、購入品についても御説明があったんですが、その中で、27年末においては3,050食分を確保しており、うち650食はアレルギー対応のものということで書いてあります。これは、ちなみに目的といいましょうか、このアレルギー対応のものが増えてきているんですが、これの購入目的と、あと何日分、これを確保したらいいのかという目標みたいなものはあるのか、お聞かせいただけたらと思います。

#### ○中尾防災危機管理課長

アレルギー対応のものということでのお尋ねですが、近年、アレルギーに対してかなり問題視されている部分がございますので、アレルギーに対応するものということでの購入を考えております。これの数量ということでございますけれども、現在、前年度、アルファ米を600購入をしておりますけれども、半分をアレルギー対応のものとしております。今後につきましては、同様に半分程度は確保していきたいと考えております。

#### ○田中委員

今、ちょっと数字の説明があったので突っ込ませてもらえれば、26年度決算のときには、3,150食分を確保しておって、うち400食をアレルギー対応のものとしておりますということだったんで、ちょっと数字が合わなくなるんですが、ちょっとそのあたりで、もう一度説明いただけたらと思います。

#### ○中尾防災危機管理課長

アレルギー対応のものにつきましては、年度で購入しておりますので、5年でローテーションするという形で購入しておりますので、その年度年度で、以前に買っていたものを出していくこととなりますので、最終的に残ったものがそういう数字になっていると

考えていただければと思います。

○田中委員

済みません。もう一度お願いします。

○中尾防災危機管理課長

購入しましたのは、600のうちの300がアレルギー対応のものとしております。

○田中委員

失礼しました。となると、消費しているということで合うんですね。これ、ちなみに単価的には、やっぱりアレルギー食のほうが高いんですか。

○中尾防災危機管理課長

ちょっと今、金額的なものはわかりません。

○田中委員

それともう1つ、これ目標的には、これで大体何日分確保されていて、何日分を目標に確保していくという考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○中尾防災危機管理課長

何日分というのは、全体でのということでのお尋ねでよろしいのでしょうか。

○田中委員

済みません。しどろもどろになってしまって申しわけない。

今、この3,050食分確保、うち650食はアレルギー対応のものとしていますが、この数で何人何日分を想定しておって、それで、基本的に目標が何日何食分というものを持っていらっしゃるのかどうか、お聞かせいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

現在、1,000人の避難者を想定し、1日分の3,000食ということで考えております。

○田中委員

そうしたら、それが目標で、保管しているという考えでいいんですか。

○中尾防災危機管理課長

はい、そのとおりです。

○田中委員

はい、わかりました。現状わかりましたので、僕もちょっと勉強してみたいと思いま

す。

それともう1点、最後に、同じく56ページの防災訓練事業についてお聞きしたいんですが、その中で、この防災パトロールの実施の中で、災害の未然防止対策や防災関係機関との連絡体制の確立等についての協議内容ということが書かれておりますが、その協議内容について、少し御紹介いただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

それでは、御説明をさせていただきます。

市では、毎年、災害の未然防止対策を確認するために、防災パトロールを実施しております。平成27年度におきましても、大雨や台風などの自然災害が多発する時期を控えた5月29日に消防組合、消防団、警察などの防災関係機関及び光アマチュア無線クラブ、日赤アマチュア無線奉仕団光支部と、光市の防災関係各々が合同で、光井地区高潮対策用護岸と浅江上堤ため池を、担当部署からの説明を受け、確認をしております。

現地確認後の意見交換におきまして、情報の共有が大切であること、関係機関との連携をしっかりとること、日ごろからの関係機関や関係団体との顔が見える関係づくりに努める等の意見をいただいております。

関係機関が顔をそろえるこのような機会において、出席者からの意見を聞くことはとても重要であり、今後も関係機関との連携を深めてまいりたいと考えております。

○田中委員

わかりました。関係機関との顔合わせをして協議をしたということなんですね。

最大の未然防止、対策ということを考えて、市民の方からの声が、やっぱり大切です。近ごろも大雨が多くて、ゲリラ的に降ると冠水してしまうエリアもあって、例えば、大雨が降る、台風が来るとかあらかじめわかる時は土のうを置いてみたい。土のうが配布されれば、それを取りにいきたいとかという声も市民の方からお聞きします。そういったことへの、災害を未然に防ぐということで、協議が行われたりする場はあるのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

土のうの配布等につきましては、建設部のほうの所管になろうかと思っております。

協議をしたかどうかということにつきましては、今のところ、協議というものはしておりません。

○田中委員

担当所管というか、現場は建設部になるのかもしれませんが、防災危機管理課という大きな柱を持たせた課なので、そこはやっぱり、リーダーシップを持って、こういう場にも出ていらっしゃるので考えるべきではないかと私は思います。それは組織の中のこともあると思いますので、私も市民の声も聞きながら、災害を未然に防ぐという視点で取り組んでいけたらと思います。

以上で終わります。

○笹井委員

それでは、2項目ほどお尋ねします。

最初に、主要な施策の成果の13ページの、総務管理費の中に情報公開制度の実施についてという項目があります。これは、総務部の所管だと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

情報公開請求の件数は昨年、市長が182件、教育委員会が4件、水道が2件という請求があったということで、その対応が公開、部分公開、あるいは文書不存在と分かれています。公開するもの、それと部分公開や非公開とするもののこの基準というのはどのようにされておるのでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

情報公開の関係であります。13ページのほうには今、議員の説明がありましたとおり、3つの区分と文書不存在等々が記載をしておりますが、まず、公開の条件等々については、光市情報公開条例、こちらのほうで位置づけを整理をしておりますが、法令上、原則公開を基本に、保存する公文書を積極的に公開するように努めているところであります。その上で、運用に当たっての指針としては、この条例の中に、個人に関する情報が、みだりに公にされることがないように、最大限の配慮をしなければならないと定めております。

当然のことではありますが、それとあわせて、光市個人情報保護条例に照らし合わせまして、厳選な運用を努めているところであります。

お尋ねの部分公開につきましては、第6条に、公開しないことができるものを列挙しております。全部言いますとちょっと多いんで、一部申し上げますと、1つ目は、法令、条例の規定によって公開することができないもの、それともう1つは一番大きいんですが、光市個人情報保護条例2条に規定する個人情報、3つ目が、法人その他団体等の情報で、公開することによって、当該法人とか民間事業者のほうで、事業運営上の地位や財産、権利に支障があるおそれがあるもの、4つ目は、公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防等々に危険が及ぶ恐れがあるもの、これはDV等でございます。こうしたものがあるのとあわせて、意思形成過程における内部情報については公開しないことができるというように定めております。

また、例外規定ではあります。こうしたものについては、非公開であったり部分公開となることがあります。いずれにしても、情報公開並びに個人情報条例に照らして、個別案件ごとに判断をしている状況であります。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。13ページの資料を見ますと、部分公開がトータルで9件と。それに対して不服申し立てが0件ということですので、とりあえずは、法令の処分、こ

れについての市の対応は落ちついておることかなと私は理解しております。

あわせて、情報公開制度についてもうちよっと聞いていきますが、情報公開を請求する方、個人であったり団体であったりする場合がありますけれども、この請求者の個人情報についてはどのように保護されているのでしょうか。

あわせて聞きますが、当然、名前を書いて書類を出すから、担当係の方は当然目を通されると思いますし、台帳があれば書かれると思います。その上司の課長さん、部長さんというのは、これは決裁するから、そういう書類に目を通すのかなと思います。それでよろしいのかどうか。そして、それ以外の方が、市役所の中において知ることがあるのでしょうか。

#### ○小田総務部次長兼総務課長

情報公開を請求される方の個人情報の取り扱いであります。情報公開を行う実施機関につきましては、ここにたまたま3件、市長、教育委員会、水道事業管理者と、これは請求があったところではありますが、条例上整理しているのは市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者及び議会としております。それぞれの実施機関に所属する事務担当職員が事務を行うようになります。

御存じのように、それぞれの実施機関に所属しております担当職員は、地方公務員であります。このため、地方公務員法第34条に規定されておりますとおり、職務上知り得た秘密を守る守秘義務が課せられております。このため、情報公開請求者の個人情報については、同様に守られると理解をしていただければと思います。

もう1つのお尋ねの担当者以外が知ることがあるのかということではありますが、具体的に申し上げますと、実施機関の情報公開窓口となる担当セクション、市長部局で言いますと、総務課の総務法令係になります。この決裁上のラインに存在する決裁権者までが、当然内容を知ることがあります。

それと、もう1つは、請求内容の事業の実施なり文書の保存を行っておる担当セクションのライン上の職員は、当然、情報公開請求が出たということは知り得ます。ただ、この情報が外に、外というのが、他のセクション等々に漏れることはないという状況になっております。

以上であります。

#### ○笹井委員

わかりました。

確認ですけど、窓口は、市長部局で言えば総務課になるから、そちらのほうに出すので、総務課の決裁ラインは知っておると。

あと、当然、請求内容は土木であったり農林であったり、そういう事業課のことを聞けば、その事業課の人、そして、その決裁ラインは、どういう人からどういう情報公開請求があったという情報に関しては、そのラインについては認識はするけれども、それ以外の関係のないところには個人情報等が流れることはないということでもよろしいで

すね。

○小田総務部次長兼総務課長  
そのとおりであります。

○笹井委員  
はい、わかりました。

ちょっとついでに聞きます。その下の段に、今度、個人情報保護制度についての実施についてということがあります。これは各人の個人情報がどのように保護されているかというもの、あるいは保護の実態について請求するのかなと思うんですけど、具体的に、どういうものが請求されているのかわかりませんので、そこに10件上がっていますけれども、実際、どのようなものが現実的に事例として請求されておるのでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

個人情報保護制度ですが、これを改めて御説明をいたしますと、実施機関である市であれば市でありますけど、これが保有する個人の情報の適正な取り扱いを定めまして、個人情報の保護を担保するのとあわせて、実施機関、市なりが保有する自分の個人情報、市民の方自身の個人情報の開示を請求することができる権利を、市民の方個人個人に与えるものであります。言うなれば、個人、自分の情報が市の中でどのように取り扱われているのかを、必要に応じて公開請求ができると、こういう制度であります。

このため、実施機関が保有をしておる個人、市民自身に関する個人情報の開示を求める権利と、実施機関が個人情報を取り扱う際のルール等が定めたものが個人情報保護条例であります。

開示請求の対象となる公文書につきましては、実施機関の職員が職務上作成し、あるいは取得した文書、図画電磁的記録で組織的に用いるものとして保有しているものがそれに当たります。

具体的、この10件の中身については個人情報でありますので、なかなか個別に言うのがはばかれるケースがありますので、御勘弁いただきたいと思えますし、病院事業管理者の部分については、総務所管のほうでは、内容までは把握をしておりません。

一般的に申し上げますと、例えば、自分の住民票を第三者が請求、取得した際には、本人通知制度が今、ありまして、本人のほうに「こういう人に通知をしたよ」というようなことがあるんですけど、だれが自分の住民票を請求したかを、例えば市のほうに問い合わせるとか、こういうのも開示請求になります。

また、全国的な事例で申し上げますと、介護保険の医師の意見書、こうしたものに関して、どのようなことが書かれているのか、それを、その方本人が開示請求をするということが想定をされております。

以上であります。

○笹井委員

はい、わかりました。

個人情報保護については、年々個々が認識をされて、どんどん厳しくなっていくという認識を持っております。具体的な事例などを見ますと、思ってもないぐらい世の中は結構厳しいんだなという事例もあつたりしますので、私ども、行政に関係する席にありますので、厳しくやっていきたいと思っております。

次に、自主防災について参ります。

主要な施策の成果の56ページの下段に、自主防災組織の、ここでは研修会の開催ということになっておりますが、自主防災の設立の支援の状況について聞きたいと思っております。

自主防災の組織率については、27年度決算ではどのようになっているのでしょうか。そして、各自、単位自治会で作っておる場合と連合自治会に入っておる場合がありますが、組織率の計算はどのように計算しているのでしょうか。

#### ○中尾防災危機管理課長

まず、平成27年度末の自主防災組織の組織率は114組織で、組織率は94.5%となっております。

それから、自主防災組織の構成率の計算ということでのお尋ねだと思いますけれども、以前、答弁をさせておりますけれども、単位自治会の構成率が100%でなければ、自主防災組織全ての自治会ができて組織率が100%にならないというふうに考えております。

#### ○笹井委員

ちょっと、次に聞こうと思ったことが何か答えが返ってきたような気がするんですが、一応、もう一回質問します。

単位自治会で組織する場合と、あと連合自治会で加入している場合があります。地区によっては、連合自治会が入っておるのに、下に単位自治会でさらに加入しておるといった状況もございます。単純計算でこれ全部足していきますと、場合によっては100%を超えてしまう場合もあるんですが、まず、光市の組織率、さっき94.5%と言いましたが、その組織率の計算についてはどのように計算しとるのでしょうか。

#### ○中尾防災危機管理課長

組織率の計算につきましては、連合自治会で設立されているところについては連合自治会の数字でカウントしてございまして、連合自治会でないところにつきましては、自治会ごとの数字でカウントをして計算をしております。

#### ○笹井委員

連合自治会に入っているところで、さらに単位自治会で、実際、自主防災組織をつくっておるところもありますが、光市の組織率もしくは組織の所属人数を計算する場合に、それらは別個に計算して別個に足されるということなんでしょうか。それとも、連合自治体に入っておれば、もう全部まとめて入っておるといったふうに計算されるんでしょうか。

か。

○中尾防災危機管理課長

連合自治会が組織されておれば、連合自治会の数字ということで計算をしております。

○笹井委員

はい、わかりました。恐らく、そうであろうと思っています。そうしないと、光市の人口を超えてしまうといけませんので。

ただ、ちょっとさっきも回答で触れられましたが、改めて聞きますが、過去の答弁で、光市は自治会組織率が100%ではありませんでした。これはもう、市民部長さんの答弁でありましたから。

ですから、光市が進めておる自治会単位あるいは連合自治会単位の自主防災組織が、全て、今言った組織にできても、組織率は100%にはならないというふうに過去の答弁であったと思うんですけども、この考え方は現在も同様なんでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

以前答弁させていただいたとおり、考え方は変わっておりません。

○笹井委員

わかりました。そのとおりだとは思いますが。

ただ、他市なんか見ますと、結構「うちは100%です」というような市も出てきておりまして、これは結局、数え方と解釈の仕方が違うんだと思うんですけども、光市の場合は結局、全部の自治会もしくは連合自治会に自主防災組織ができて、結局は100%にならないと。一応、計算上はそういう理解でよろしいのでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

はい。そういうふうに考えていただけたらと思います。

○笹井委員

はい、わかりました。

ちなみに、全部の組織にできたら、これは自治会組織率とイコールになると思うんですが、何%になるんですかね。

○中尾防災危機管理課長

済みません。ちょっと今、その数字を持っておりませんので。

○笹井委員

はい、わかりました。数字は確かにこれ、市民部が持っている数字なのかなと思いますので、理解はできましたので、これで終わります。

○林委員

済みません。1点だけお尋ねをしたいと思います。

先ほどから皆さんがされておりましたので、決算書のほうの83ページの中ほどなんですけれど、先ほど御説明いただきましたけれど、I P無線借上料が53万1,000円計上されております。これは、今まであったのを新しくと言われたような気もするんですけれど、14台ということですが、このI P無線というのを詳しく、ちょっと御説明いただけますか。

○中尾防災危機管理課長

I P無線ということでのお尋ねですが、I P無線は、災害時には携帯電話や固定電話は、かかりにくいという状況が発生をするということが言われております。このI P無線につきましては、パケット通信を利用したものでありまして、大災害時などでは有効な通信手段であると考えられますので、このパケット通信を利用しましたI P無線を今回、導入しております。

○林委員

これは、今、防災時に、固定電話とか携帯とかが使えない状況の中で、これが有効であるというふうに御説明いただきました。この14台は、どういうふうな使い方を、また、どこに設置されているかというのをちょっと御説明ください。

○中尾防災危機管理課長

現在、機器を14台導入しておりますが、導入先としましては、建設部が3台、経済部に3台、大和支所2台、防災危機管理課1台と光総合病院、それから牛島出張所各1台と、あとは貸し出し用で2台ということで、計14台を導入しております。

○林委員

今、御説明いただきましたけれど、これは、課長さんがいらっしゃる防災危機管理課からそれを発信するというのでよろしいのでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

防災危機からも当然、発信はできますけれども、おのおのそれぞれの交信も可能となっております。

○林委員

じゃあ、例えば、大和支所とか牛島出張所もこういう状況である、緊急事態であるということを本庁のほうに通信することも可能ということでございますよね。

○中尾防災危機管理課長

はい、そのとおりでございます。

○林委員

そうですか。そして今、2台ほど貸し出しができるということですが、各公民館にというお考えは、今のところございませんでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

各公民館には防災行政無線のアンサーバッグが配備されておりますので、そちらについてはアンサーバッグを使っていただくということで考えております。

○林委員

そうでしたね。以前御説明いただきました。忘れておりましたけれど、失礼いたしました。

こういうIP無線を使って、そういうふうな緊急事態に備えるということはとてもいいことであると思いますので、ぜひとも有効利用できればと思っています。そういうふうな緊急事態、いろんなことが起こらないよう願っております。わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○四浦委員

2点ほどお尋ねします。

まず、前回の委員会に続いてであります。決算書では91ページ、主要施策の成果で61から63ページに紹介されております。

平成27年度は、県議会議員選挙などがありまして、そうした資料が出ておりますが、投票所のあり方について、特に駐車場の問題について少し議論をいたしました。市内では、34カ所の投票所ということなんですが、公のといえますかね、コミュニティセンターなどの駐車場もきちんと完備されているところと、またそうでないところとの内訳を、まず教えてください。

○委員長

四浦委員、前回の委員会とは別に、きょうは決算の委員会でありますので、今は決算書に基づいての質疑です。

○四浦委員

当たり前です。だから、言っているでしょ。だから、前回の委員会というのを引用したからと言って。

○委員長

その辺をちょっと確認しておかないと。

○四浦委員

いやいや、前回の委員会と引用しただけの話で、決算書のページも言うてるでしょ。よく聞いてってください。

○西村選挙管理委員会事務局長

34のうち、公共施設でない自治会を使用している施設が8つあります。当然、残りが公共施設、学校等でございます。

以上です。

○四浦委員

その自治会の8つのうち、駐車場が完備されていない、あるいは駐車場が非常に不十分であるというふうなところは幾つでありましょうか。

○西村選挙管理委員会事務局長

駐車場がない、あるいは不十分であるというふうには選管が認識しているところが室積第5の大町会館、それから、浅江第4の中村自治会館、浅江第5の虹ヶ丘自治会館、浅江第6の虹ヶ丘自治センターの4カ所でございます。和田自治会館につきましては、投票所のすぐ近くに敷地があるんですけども、児童公園とは別に、アスファルト舗装で車がとめられる部分がございますので、ここについて、選管として駐車場が不備であるというところまでは認識はしておりません。

以上です。

○四浦委員

ちょっと不思議な話を聞くんですが、確かに、中村自治会館などは駐車場が完備をされていませんが、中村側沿いの空き地がありますから、そんなに駐車してから投票所まで歩くという不便はないようなところですよ。

それから、虹ヶ丘の2つの自治会館は、自治会館と自治センターと言うんですが、これは駐車場が不十分だと今、説明されたと思いますが、和田などに比べると数台は置けるのではないかなと。ただ、縦列駐車をせざるを得ないので、不便は不便だなとは思いますが。

和田の場合はどうでしょうか。私どもが実施した市民アンケートによると、30代の女性、恐らく山の上のほうから投票所に通わざるを得ないような、そういう状況にある婦人だと思われます。正確かどうかはよくわかりませんが、投票所に携わる方が駐車をしていて、それで駐車するスペースがないんだがと、このように書いてありました。その辺はどういうふうに把握をされていますか。

○西村選挙管理委員会事務局長

和田の連合自治会長ともお話をしました。それで、選挙の事務の職員がとめるところ

は、隣接しております児童公園があるんですが、そちらにとめて、そこは閉鎖をする。したがって、和田の自治会館の前にあるあいたスペース、こちらは投票に来られる方の駐車スペースとして使用しておりますので、6台程度はとめることができるかと考えております。

以上です。

○四浦委員

わかりました。今までもそうだったと思いますが、ちょっと念のため、お聞きしときますけども、児童公園のほうにとめていたのは、これからということでしょうか。それとも、今までがそうだったんでしょうか。

○西村選挙管理委員会事務局長

従来からそのようにしておったというふうに聞いております。

以上です。

○四浦委員

わかりました。

投票率の向上を図るということは、選挙管理委員会事務局にとっては非常に大きなテーマだと思いますし、市民全体から見ましても、投票率が下がっていく、それについては、1つ1つ問題点を解決をしていくということが求められるので、今回、このテーマを取り上げてみました。

では、2つ目に入ります。

決算書の73ページですね。備考欄の上から6行目に、採用試験問題集貸与等委託料という項目があります。去年もこの問題を取り上げてみましたから、きょうはもう極めて簡潔にいきたいと思います。

平成27年度の決算でありますから、昨年の職員採用試験の一番多くをやられた第一次試験だったと思いますが、応募者が何名か。そして、一次試験の合格者、さらに、最終合格者数、それが何名になるかということ、まずお尋ねします。

○小田総務部次長兼総務課長

第一次の試験、7月26日の試験のことだろうと思います。上級一般受験が44名に対して、一次試験19合格者、二次合格者6名、上級行政の社会福祉士では、受験者5名に対して一次5名、二次3名、上級土木、中級土木では、一次試験で受験3名、一次合格3名、二次1名となっております。

以上であります。

○四浦委員

個人情報云々という話があったりしますので、ここでは一番多い平成27年7月26日に実施をされた上級の行政一般試験で、一次試験で19名合格ということでしたが、ちょっ

と聞き漏らしました。応募者数は何名でしたか。

○小田総務部次長兼総務課長

応募者が48名で、受験者44名であります。

○四浦委員

それで、一次試験の合格者が19名ということになりましたが、では、二次試験の合格者は5名ということですから、この5名の方が、よく全国でやっぱり、この採用試験の不正が取り沙汰されています。呉市などはもうひどい状態です、処分者まで出るような始末でございましたが、光市はそういうことはあってはならないという立場で、次にお聞きします。5人の上級行政一般の最終合格者の内訳なんですが、一次試験が1位から9位まで何人入っているか、一次試験が10位から19位までが何人入っているか、このことについて教えてください。

○小田総務部次長兼総務課長

御承知のとおり、地方公務員法、御存じだろーと思いますが、地方公務員の採用は、第2節において、任用に含まれております。第15条では、職員の任用は受験成績、人事、評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定をされています。また、採用試験の目的を定めております第20条には、標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定すると定められており、記述試験のみで公務員として必要な職務遂行能力や適性を判断することは困難と解されております。

また、厚生労働省の就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するため、事業主に示した資料におきましては、採用試験の中で面接は重要な比重を占めており、職務遂行のために必要な適正能力を評価する上で重要であるとされております。

本市では、今、説明をしましたように、一次試験、筆記試験と口述試験、面接試験の両方を組み合わせております。最終合格者が5名でありまして、その中の高低は関係なく、最も優秀な適正な人材を雇用したものであります。

以上であります。

○四浦委員

最後は力が随分入りましたが、私はあくまでもこれは参考にお聞きするというだけありますからね、そんなに構えることはありません。一次試験は、私はもう間違いなく、全国津々浦々、これはもう厳密にやられていると。点数を改ざんするなどということは至難の業です。しかし、面接試験になると、どうしても全国でいろいろな不正事件が起こって、氷山の一角が発覚しているというようなことがありますから、光市にあってはそういうことがないようにということでお聞きをしているわけです。

面接のほうに非常に比重が置かれているかどうかというのは、私がさっき聞いたことにお答えになって、面接に比重が非常に置かれているようだから、これは絶対黒だとい

うことは言えない。言えないけれども、なかなか以前にお聞きしたときには、そここの肝心かなめをお答えにならないから、参考にまでお聞きをしておきたい。私は拒否する理由はないと思います。

「面接にも比重を置きます」それはわかります。それはそれでいいんです。面接に比重を置くから、今の質問に対して答えを拒否するという理由にはならないと思いますが、いかがですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○四浦委員

答えられませんというのは、幾ら押し問答して時間かけたら答えるというふうになりそうもないので、ここで置きますが、私はこういう質問をするのは理由があります。

お隣の下松の場合で、民間が選考委員の中に2名入っているということに対して、やっぱり進んだ市がこういうことをやっていることを踏襲しようというのではなく、山口県で下松市だけじゃないかと。こういう居直りというのはね、やっぱり行政に正常な、健全な行政にあるまじき行為ではないかと思いますが。

では、ちょっと踏み込んでお聞きしますね。

今私が言った二次試験の合格者の数が、一次試験の1位から9位まで、そして10位から19位まで、その内訳ほど高尚なもんじゃないですよ。その2つの分野で二次試験の合格者が何人入っておるかというふうな、非常にラフな、個人が特定できない質問に対して答えられない理由を、条例等を引用しながら教えてください。

#### ○小田総務部次長兼総務課長

先ほどお答えしたとおりであります。それ以上はございません。

#### ○四浦委員

こちらが条例まで引用してと、こういうふうに言うんですが、それにも触れることができない。押し問答を繰り返すわけにいきませんから、終わります。

### 討 論

#### ○四浦委員

追加認定の第4号平成27年度光市一般会計歳入歳出決算について、総務部所管分について、反対討論をいたします。

ホットなところで、職員採用試験を正常化しよう。もうどう考えても、下松でやっているような公平公正なやり方を貫くためには、民間から採用し、やっぱり、市長の権限が絶大なんですね。だから、そういうふうな形で、隣の町ではそういう知恵を働かして、早くからそういう実施をしている。そういうことも拒否をする。今日の質問に対しても、理由も定かでないまま答弁を拒否するというふうなやり方は、市民にとっても、まちづくりにとっても決してプラスにならないということを第一に指摘をしたいと思います。

さらに、この間、ちょっと手短にやりますが、公共料金が、市川市政のもとで非常に長く連続引き上げが行われましたが、市長の退職金がたった4年間で2,100万円というような、こういうものに対しては全く、いわゆる先憂後楽の思想がないというか、後ろ向きになっているというふうな点も厳しく指摘をしながら、反対討論とします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」